

# 障害福祉のしおり

障害のある方の自立と社会参加を支援するために



鶴岡市

給付や減免の申請は事前申請が原則です。

サービスの利用にあたっては、必ず事前にご相談くださるようお願いします。

## <申請・相談に関する窓口>

名称	住所	電話	FAX
鶴岡市役所 福祉課障害福祉係	馬場町9-25	35-1273	25-9500
藤島庁舎 市民福祉課	藤島字笹花25	64-5806	64-5940
羽黒庁舎 市民福祉課	羽黒町荒川字前田元89	26-8774	26-9109
櫛引庁舎 市民福祉課	上山添字文栄100	57-2116	57-2119
朝日庁舎 市民福祉課	下名川字落合1	53-2115	53-2119
温海庁舎 市民福祉課	温海戊577-1	43-4613	43-4631
鶴岡市障害者相談支援センター (にこころ)	泉町5番30号 鶴岡市総合保健福祉センター 「にこ・ふる」2階 Mail:shogai-c@shk01.jp	25-2794	25-2476

## 相談機関・関係機関等一覧

名称	住所	電話	FAX
総合相談室	鶴岡市馬場町9-25	0120-866-294 25-2165	25-2989
子育て推進課	鶴岡市泉町5番30号 鶴岡市総合保健福祉センター 「にこふる」2階	21-0176 内150	25-2167
鶴岡市地域生活自立支援センター くらしステーション(くらしス)	鶴岡市馬場町9-25	25-2111 内270・271 直通29-1729	25-9500
鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市ボランティアセンター	鶴岡市西新斎町14-26 鶴岡ふれあいプラザかたりあい	26-9222 23-2970	26-9128
庄内児童相談所	鶴岡市道形町49-6	22-0790	22-2534
県知的障がい者更生相談所 庄内支所	鶴岡市道形町49-6	22-0790	22-2534
庄内保健所	三川町大字横山字袖東19-1	66-4724	66-4750
鶴岡年金事務所	鶴岡市錦町21-12	23-5040	24-1029
ハローワーク鶴岡	鶴岡市馬場町2-12	25-2501	25-2504
庄内障害者就業・生活支援センター (サポートセンターかでの)	酒田市北新橋一丁目1-18	0234-24-1236	0234-43-0511
庄内総合支庁地域保健福祉課	三川町大字横山字袖東19-1	66-2111(代表)	66-4053
県立こども医療療育センター	上市市河崎三丁目7-1	023-673-3366	023-673-3757
〃 庄内支所	鶴岡市道形町49-21	23-4584	23-4595
相談支援センターあおば	鶴岡市宝町18-50	29-1502	33-9900
県身体障がい者更生相談所	山形市十日町一丁目6-6	023-627-1197	023-627-1114
県精神保健福祉センター	山形市小白川町2-3-30	023-624-1217	023-624-1656
県難病相談支援センター	山形市小白川町2-3-30	023-631-6061	023-631-6061
県発達障害者支援センター (こども医療療育センター内)	上市市河崎三丁目7-1	023-673-3314	023-673-3360
県医療的ケア児等支援センター 〔山形大学医学部付属病院 地域医療連携センター内〕	山形市飯田西二丁目2-2 mccsc-yamagata@mws.id.yamagata-uac.jp	023-628-5533	

# もくじ

## ○障害福祉制度・サービス早見表

### □障害者手帳の交付

- ・身体障害者手帳 1
- ・療育手帳 2
- ・精神障害者保健福祉手帳 3

### □医療

- ・重度心身障害（児）者医療 7
- ・後期高齢者医療 8
- ・自立支援医療（精神通院医療） 8
- ・自立支援医療（更生・育成） 9

### □年金・手当

- ・国民年金（障害基礎年金） 1 1
- ・厚生年金（障害厚生年金・障害共済年金） 1 2
- ・特別障害給付金 1 2
- ・心身障害者扶養共済制度 1 3
- ・特別障害者手当 1 4
- ・障害児福祉手当 1 4
- ・特別児童扶養手当 1 5

### □各種控除・割引

- ・所得税・住民税等の障害者控除 1 6
- ・自動車税・自動車取得税の減免 1 7
- ・軽自動車税の減免 1 9
- ・交通機関の割引 2 0～2 2  
（J R・航空機・バス・タクシー）
- ・有料道路通行料金割引 2 3
- ・NHK放送受信料の減免 2 4
- ・NTT電話番号の無料案内 2 4
- ・少額預金等利子非課税制度 2 5
- ・福祉定期預金制度 2 5
- ・点字郵便物等の郵便料減免 2 5

### □在宅福祉

- ・補装具 2 6～2 8
- ・日常生活用具 2 8～3 4
- ・住宅改修費 3 4
- ・住宅等整備資金の借入金利子補給 3 5
- ・紙おむつ助成 3 5
- ・訪問入浴サービス 3 6
- ・人工透析患者通院交通費助成事業 3 7
- ・在宅酸素療法者支援事業 3 7

- ・あんしん見守りコール 3 8

### □社会参加促進

- ・手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣 3 9
- ・声の広報等の発行 3 9
- ・福祉タクシー券又は給油券の交付 3 9
- ・自動車改造費・重度障害者介護用車両改造費の助成 4 0
- ・自動車運転免許取得費の助成 4 1
- ・障害者の駐車禁止除外証票 4 1
- ・身体障害者等用駐車施設利用証交付 4 2

### □その他の制度

- ・生活福祉資金の貸付等 4 3
- ・郵便による不在者投票 4 4
- ・Net119・メール119・FAX119 4 4
- ・点字図書館 4 4
- ・山形県障害者スポーツ協会 4 5
- ・主な施設の使用料や入館料減免 4 5

### □就 労

- ・職業紹介 4 6～
- ・就労支援 4 6～4 9

### □自立支援給付・障害児通所給付

- ・障害福祉サービスの内容 5 0～5 3
- ・サービスの利用までの流れ 5 4
- ・利用者負担 5 5
- ・障害者相談支援事業 5 6
- ・サービス等利用計画の作成 5 6
- ・地域移行支援・地域定着支援 5 7

### □地域生活支援事業

- ・地域生活支援事業 5 8～6 0

### □成年後見制度

- ・成年後見制度利用支援事業 6 1

### □障害者・ご家族等の団体

- ・障害者・ご家族等の団体 6 2～6 3
- ・身体障害者相談員 6 4
- ・知的障害者相談員 6 4

## 障害福祉制度・サービス早見表（主なものを掲載しています）

障害の種別 (等級)		該当する制度等	重度心身障害者医療	後期高齢者医療	自立支援医療 (精神通院医療)	自立支援医療 (更生・育成)	国民年金 (障害基礎年金)	厚生年金保険 (障害厚生年金・ 障害共済年金)	心身障害者扶養 共済制度	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	所得税・住民税等の 障害者控除	自動車税等の減免	軽自動車税の減免	JR・私鉄等運賃の 割引	航空・運賃バスの 割引	タクシー料金割引	有料道路通行 料金割引	NHK放送受信料 の免除(全額免除)	NHK放送受信料 の免除(半額免除)	
			7	8	8	9	11	12	13	14	14	15	16	17	19	20	22	22	23	24	24	
身体 障害 程度 等級	視覚	1	△	△		△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○主
		2	△	△		△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○主
		3		△		△	△	△				△	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○主
		4				△		△					○	△	△	○	○	○	○	○	△	○主
		5				△							○			○	○	○	○	○	△	○主
		6				△							○			○	○	○	○	○	△	○主
	聴覚 又は 平衡機能	2	△	△		△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	△	聴○主
		3	△	△		△	△	△	△			△	○	○	△	○	○	○	○	○	△	聴○主
		4				△	△	△					○			○	○	○	○	○	△	聴○主
		5				△	△	△					○			○	○	○	○	○	△	聴○主
		6				△							○			○	○	○	○	○	△	聴○主
		音声 言語	3		△		△	△	△	△				○	△		○	○	○	○	○	△
	4			△		△	△	△					○			○	○	○	○	○	△	
	1		△	△		△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○主
	2		△	△		△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	○	○	○	○	○	△	○主
	3			△		△	△	△	△			△	○	△	△	○	○	○	○	○	△	
	4			△下		△	△	△					○	△		○	○	○	○	○	△	
	内部	1	△	△		△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○主
		2	△	△		△	△	△	△			△	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○主
		3		△		△	△	△	△			△	○	○	△	○	○	○	○	○	△	
		4				△							○			○	○	○	○	○	△	
	療育	A	△	△			△	△	△	△	△	△	○		△	○	○	○	○	○	△	○主
		B					△	△	△			△	○			○	○	○			△	
	精神	1	△	△	△		△	△			△	△	○		○		○				△	○主
2			△	△		△	△				△	○				○				△		
3				△			△				△	○				○				△		

○:該当    △:一部該当    聴:聴覚障害    平:平衡障害    上・下:肢体障害    体:体幹障害

障害の種別 (等級)	該当する制度等	無料案内	N T T 電話番号の	点字郵便物等の 郵便料減免	補装具の給付	日常生活用具の給付	住宅改修費の助成	住宅等整備資金の 借入金利子補給	紙おむつ購入費助成	人工透析患者通院 交通費助成	在宅酸素療法者支援 事業	手話奉仕員・要約筆 記奉仕者の派遣	声の広報等の発行	福祉給油券の交付 福祉タクシー券又は 福祉給油券の交付	自動車改造費・ 重度障害者介護用 車両改造費の助成	自動車運転免許 取得費の助成	障害者の駐車禁止 除外証票	身体障害者等用駐車 施設利用証の交付	主な施設の使用料や入 館料等の減免・ 保養所	就労支援	自立支援給付等・ 障害児通所支援給付	成年後見制度	障害者やご家族等の 団体	
		24	25	26	28	34	35	35	37	37	39	39	39	40	41	41	42	45	46	50～	61	62～		
身体 障害 程度 等級	視覚	1	○	○	△	△		△	△				○	○			○	○	○	○	△	△	△	
		2	○	○	△	△		△	△				○	○			○	○	○	○	△	△	△	
		3	○	○	△	△			△					○	○			○	○	○	○	△	△	△
		4	○	○	△				△					○				○	○	○	○	△	△	△
		5	○	○	△									○						○	○	△	△	△
		6	○	○	△									○						○	○	△	△	△
	聴覚又は 平衡機能	2			△	△		△	△				○		○			○聴		○	○	△	△	△
		3			△	△		△					○		○			○	○平	○	○	△	△	△
		4			△			△					○						○平	○	○	△	△	△
		5			△								○							○	○	△	△	△
		6			△								○							○	○	△	△	△
		音声	3	△		△	△		△					○		○					○	○	△	△
	4		△		△			△					○							○	○	△	△	△
	肢体不自由	1	上△体		△	△	下△体	△	△						○	下△体	△	○	○	○	○	△	△	△
		2	上△体		△	△	下△体	△	△						○	下△体	△	△	○	○	○	△	△	△
		3			△	△	下△体	△							○	△体	△	△	下△体	下△体	○	○	△	△
		4			△			△									△	△	下△体	下△体	○	○	△	△
		5			△												△	△	下△体	下△体	○	○	△	△
		6			△												△	△	下△体	下△体	○	○	△	△
	内部	1			△	△		△		△腎					○			○	○	○	○	△	△	△
2				△	△		△		△腎					○			○	○	○	○	△	△	△	
3				△	△		△		△腎	△呼				○			○	○	○	○	△	△	△	
4				△	△		△		△腎	△呼								○	○	○	△	△	△	
療育	A	○			△		△	△						○			○	○	○	○	△	△	△	
	B	○			△														○	○	△	△	△	
精神	1	○												○			○		○	○	△	△	△	
	2	○																	○	○	△	△	△	
	3	○																	○	○	△	△	△	

○:該当 △:一部該当 聴:聴覚障害 平:平衡障害 上・下:肢体障害 体:体幹障害 呼:呼吸器障害

# 障害者手帳の交付

## 身体障害者手帳 **身**

身体に永続的な障害があり、その障害程度が身体障害者障害程度等級表（４ページ～６ページ）に該当する方に対し、県知事が交付するものです。

### <必要書類>

- ・申請書 用紙は市役所窓口にあります。申請時に窓口で記入しても良いものです。
- ・診断書 法律に定められた指定医師（１５条指定医）が作成する診断書が必要です。診断書用紙は、申請する窓口からもらってください。かかりつけの医師が指定医かわからない場合は、当該病（医）院、山形県のホームページ、または、市福祉課にお問い合わせください。診断書の有効期限は、作成日から３ヶ月以内です。破損・紛失のため再交付を受ける場合は、診断書は不要です。
- ・顔写真 たて４cm×よこ３cm。顔の大きさ２cm以上、脱帽で最近１年以内に撮影したもの。
  - ※ 受け付けられない写真（例）
    - 他の障害者手帳等で使用したもの、顔の輪郭がはっきりしないものなど
    - サングラス、横向き、他人が映っているものなど
    - 普通紙へのインクジェット印刷、色あせているもの、運転免許証の写真など
- ・マイナンバーカード（通知カードの場合は、本人確認のための書類が必要です。）
- ・現在お持ちの身体障害者手帳（破損のため再交付、障害の程度変更、障害名変更、再認定、障害名追加による再交付の場合のみ）

### <届出>

- ① 手帳記載事項が変更する場合は、「身体障害者居住地等変更届」を提出します。例えば、転居、転入などで住所や氏名が変更になった、１５歳未満の児童で保護者が変更になった、などの場合に届け出ます。
- ② 手帳所持者が亡くなった場合は、「身体障害者手帳返還届」で手帳を返還します。

### <山形県身体障がい者更生相談所の無料巡回相談>

聴覚障害・肢体不自由障害の方について、巡回相談で診断を受けることができます。日時・場所については、随時「広報つるおか」でお知らせします。年に数回実施されます。（肢体不自由は、すでに肢体不自由の手帳を受けたことがある方のみ対象です。）

### <申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 療育手帳 **知**

児童相談所又は知的障がい者更生相談所で知的障害の判定を受けます。山形県の場合、重度の知的障害の場合は「A」、それ以外は「B」と判定され、県知事が交付します。

### <必要書類>

- ・申請書 用紙は市役所窓口にあります。申請時に窓口で記入しても良いものです。
- ・個人票・世帯票  
用紙は市役所窓口にあります。窓口で本人の出生時、学齢期、成人期の状況などの聞き取りを行いますので、本人の状況がわかる方が窓口においでください。  
(新規申請、再判定のための申請時のみ)
- ・顔写真 たて4 cm×よこ3 cm。顔の大きさ2 cm以上、脱帽、上半身で最近1年以内撮影のもので、インスタントカメラは不可、デジタルカメラで撮影して印刷する場合は写真用紙に印刷してください。  
(新規申請・再交付、判定の記録の記載欄がなくなった場合のみ)
- ・マイナンバーカード
- ・同意書
- ・対象者の健康保険証
- ・直近の知能検査の結果や学校の成績表がある場合はお持ちください。

### <届出>

- ① 手帳の記載事項を変更する場合は、「記載事項等変更届」を提出します。  
例えば、転居、転入などで本人や保護者の住所が変更、氏名の変更、また、保護者が変更になった場合
- ② 手帳所持者が亡くなった場合は、「手帳返還届」で手帳を返還します。

### <その他>

※ 数年毎に程度確認が必要な場合があります（2年または5年，10年毎）  
程度確認月が近づきましたら、「市役所福祉課」または「各地域庁舎市民福祉課」からご連絡いたします。

### <申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

#### 知的障害者の定義について

我が国では、現在まで「知的障害」の法律的な定義はなく、療育手帳も法制化されていません。平成17年の厚生省（当時）現厚生労働省における定義では、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義しています。

山形県では、以下の条件をすべて満たすものとしています。

- ① 発達期（概ね18歳まで）の障害であること
- ② 知的機能に障害があること（標準化された知能検査で測定されたIQが概ね70以下であるか、それに相当すると臨床的に判断されるもの）
- ③ 家庭または、社会生活上の適応障害があること

したがって、発達期以降の障害（たとえば、精神障害の影響、進行麻痺、脳出血後遺症、脳軟化症、老人性認知症、その他交通事故や溺水後遺症、けがなどによる脳損傷など）による知能低下、適応障害の状態は、ここでいう知的障害には該当しないこととなります。

# 精神障害者保健福祉手帳 **精**

精神疾患のために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があり、一定の精神障害の状態にある方（年齢制限はなし）に交付されます。交付は、県精神保健福祉審議会の意見を聞いて県知事が交付します。2年毎に更新手続きが必要で、概ね3ヶ月前から更新手続きができます。

手帳の等級は1～3級まであります。

1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの (概ね障害年金1級に相当)
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの (概ね障害年金2級に相当)
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの (概ね障害年金3級に相当)

## <必要書類>

- ・ 医師診断書または、精神障害を理由とする障害年金証書の写し
- ・ 申請書 用紙は市役所窓口にあります。申請時に記入しても良いものです。
- ・ 顔写真 たて4cm×よこ3cm。顔の大きさ2cm以上、脱帽、上半身で最近1年以内撮影のもので、インスタントカメラは不可、デジタルカメラで撮影して印刷する場合は写真用紙に印刷してください。  
(新規交付・再交付、有効期限の記載欄がなくなった場合のみ)
- ・ マイナンバーカード（通知カードの場合は、本人確認のための書類が必要です。）
- ・ 同意書（精神障害を理由とする障害年金証書の写しを添付する場合のみ）

## <届出>

- ① 手帳記載事項を変更する場合は、「居住地等変更届」を提出します。  
例えば、転居、転入などで住所が変更、氏名が変更になった場合
- ② 手帳所持者が亡くなった場合は、「手帳返還届」で手帳を返還します。

## <申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）



身体障害者障害程度等級表  
**肢体機能**

等級	上肢	下肢	体幹
1級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両上肢の機能を全廃したもの</li> <li>2. 両上肢を手関節以上で欠くもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢の機能を全廃したもの</li> <li>2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの</li> </ol>	<p>体幹の機能障害により座っていることができないもの</p>
2級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両上肢の機能の著しい障害</li> <li>2. 両上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの</li> <li>4. 一上肢の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢の機能の著しい障害</li> <li>2. 両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの</li> <li>2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの</li> </ol>
3級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</li> <li>2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</li> <li>3. 一上肢の機能の著しい障害</li> <li>4. 一上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの</li> <li>2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの</li> <li>3. 一下肢の機能を全廃したもの</li> </ol>	<p>体幹の機能障害により歩行が困難なもの</p>
4級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両上肢のおや指を欠くもの</li> <li>2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの</li> <li>3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの</li> <li>4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</li> <li>5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</li> <li>6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの</li> <li>7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの</li> <li>8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> <li>3. 一下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの</li> <li>4. 一下肢の機能の著しい障害</li> <li>5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの</li> <li>6. 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの</li> </ol>	
5級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害</li> <li>2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害</li> <li>3. 一上肢のおや指を欠くもの</li> <li>4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの</li> <li>5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害</li> <li>6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害</li> <li>2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの</li> <li>3. 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側に長さの15分の1以上短いもの</li> </ol>	<p>体幹の機能の著しい障害</p>
6級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害</li> <li>2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの</li> <li>3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの</li> <li>2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害</li> </ol>	
7級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一上肢の機能の軽度障害</li> <li>2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</li> <li>3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害</li> <li>4. ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害</li> <li>5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの</li> <li>6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害</li> <li>2. 一下肢の機能の軽度障害</li> <li>3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度障害</li> <li>4. 一下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの</li> <li>6. 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの</li> </ol>	

1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2. 7級は身体障害者手帳交付の対象とならない。
3. 肢体不自由については、7級に該当する障害が二以上重複する場合は6級とする。
4. 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
5. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
6. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、親指については、対抗運動障害を含むものとする。
7. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
8. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

## 視覚・聴覚機能

等級	視覚	聴覚
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈曲異常のあるものについては、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	
2級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 視力の良い方の眼の視力の和が0.02以上0.03以下のもの</li> <li>2. 視力の良い方の目の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>3. 周辺視野角度（I/4指標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2指標による。以下同じ。）が28度以下のもの</li> <li>4. 両眼解放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</li> </ol>	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上のもの（両耳全ろう）
3級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く）。</li> <li>2. 視力の良い方の目の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの</li> <li>4. 眼解放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</li> </ol>	両耳の聴力レベルが90dB以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
4級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く）</li> <li>2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの</li> <li>3. 両眼解放視認点数が70点以下のもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両耳の聴力レベルが80dB以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）</li> <li>2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの</li> </ol>
5級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</li> <li>2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</li> <li>3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの</li> <li>4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの</li> <li>5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</li> </ol>	
6級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）</li> <li>2. 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの</li> </ol>

## 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能

等級	上肢機能	移動機能
1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの

等級	上肢機能	移動機能
3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活動作が制限されるもの
4級	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

### 音声機能・言語機能又はそしゃく機能・平衡機能

等級	音声機能・言語機能又はそしゃく機能	平衡機能
3級	音声機能・言語機能又はそしゃく機能の喪失	平衡機能の極めて著しい障害
4級	音声機能・言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	
5級		平衡機能の著しい障害

### 心臓機能 じん臓機能 呼吸器機能

等級	心臓機能	じん臓機能	呼吸器機能
1級	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

### ぼうこう又は直腸の機能・小腸の機能

等級	ぼうこう又は直腸の機能	小腸の機能
1級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

### ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能

等級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	肝臓機能
1級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

# 医療

## 重度心身障害（児）者医療 **身** **知** **精**

医療保険で支払う自己負担分を助成するものです。本人と扶養者の所得税の課税状況により、自己負担額が1割負担または無料になります。（医療保険の給付対象とならない医療費、入院時の食事代、部屋代差額等は自己負担です）

### <対象者>

医療保険加入者で、次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳1級または2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級
- 国民年金障害等級1級の障害基礎年金受給者等
- 精神障害者で、恩給法の特別項症及び第1項症、その他公的年金各法の障害等級1級受給権者
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3の1級程度の者及び別表第1程度の20歳以上の者

※本人の市民税所得割額が23万5千円以上の方は対象となりません。

### <重度心身障害（児）者医療証の申請に必要なもの>

- ① 各種手帳等
  - ② 健康保険証（対象者が記載されているもの）
  - ③ 窓口に来る方の本人確認書類
  - ④ 本人及び扶養者が本年1月1日現在（1月～6月に申請する場合は前年1月1日現在）、鶴岡市に住所がない場合は、上記の他に本人及び扶養者の所得税の課税の有無、本人の市町村民税所得割額が確認できるものが必要…更新時も同様
- 1月～6月に申請する場合は前々年、7月～12月に申請する場合は前年の源泉徴収票、確定申告書の写し、各種控除額の明細、市町村民税所得割額が記載されている所得課税証明書、市町村県民税額決定通知書等

### <重度心身障害（児）者医療証の使用方法>

「重度心身障害（児）者医療証」を健康保険証とともに医療機関の窓口へ提示します。基準に応じて医療費の自己負担額の助成が受けられます。

基準内容		自己負担額
本人の 市民税所得割額が 23万5千円未満	本人及び扶養者が 所得税非課税	自己負担なし
	本人または扶養者が 所得税課税	外来・薬局・入院ともに 1割

### <償還払いの場合>

山形県外での受診、コルセット等の治療用装具等を作成したとき、やむを得ない理由で重度心身障害（児）者医療証を提示できなかったときは領収証を保管していただき、申請により、後から払い戻しを受けることができます。申請の際の持ち物は、申請内

容により異なりますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

### <お問合せ>

市役所国保年金課 電話35-1292（内線124）  
各地域庁舎市民福祉課（表紙うら参照）

## 後期高齢者医療 **身** **知** **精**

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が被保険者となる制度ですが、65歳以上で、一定の障害がある場合は、申請により後期高齢者医療制度の被保険者になることができます。

医療機関にかかるときの保険診療について、一部負担金の割合が1割（一定以上所得のある方は2割、または3割）になります。※令和6年4月時点

### <利用できる方>

身体障害者手帳 1～3級、4級の音声・言語機能障害、4級のうち下肢障害の1号、3号又は4号の方  
療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1、2級の交付を受けている方  
公的年金各法の障害者等級1級、2級の障害年金受給者

### <お問合せ>

市役所 国保年金課 電話35-1292（内線127）  
各地域庁舎 市民福祉課（表紙うら参照）

## 自立支援医療（精神通院医療） **精**

通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

### <内容>

原則、医療費の1割負担となります。（世帯の所得水準等で負担上限有り）  
※1年毎に更新手続きが必要です。概ね3ヶ月前から申請できます。

### <必要書類>

1. 自立支援医療費支給認定申請書
  2. 自立支援医療診断書<精神通院医療>（兼「重度かつ継続」に関する意見書）
  3. 医療保険証（写）（受診する方と同一の医療保険に加入している方全員分）
  4. 障害者本人の前年の収入がわかるもの ※下記の収入がある方のみ
    - 年金（障害・遺族・寡婦）・障害一時金・特別障害給付金の振込通知書の写しなど
    - 特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当の振込通知書の写しなど
    - 労災における障害補償給付の振込通知書の写しなど
- （6月末以前の申請は前々年のもの、1月1日以降の転入者は、転入前の市町村

民税課税証明が必要になる場合があります)

5. 同意書
6. マイナンバーカード (受診する方と同一の医療保険に加入している方全員分)
7. 自立支援医療費受給者証(更新・変更の方のみ必要)

#### <申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課 (表紙うら参照)

## 自立支援医療 (更生医療・育成医療) **身**

### 更生医療

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して、更生のために必要な医療費の支給を行うものです。

更生医療は、身体障害者手帳が必要です。提供医療が障害に起因する病名である必要があります。ただし、心臓、腎臓、肝臓、免疫機能障害の場合のみ手帳と同時申請が可能です。

### 育成医療

障害児 (将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含むため、身体障害者手帳は必須ではありません。) で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療に対して、生活の能力を得るために必要な医療費の支給を行うものです。

#### <対象となる障害と標準的な治療の例>

- 視覚障害・・・白内障→水晶体摘出手術、網膜剥離→網膜剥離手術など
- 聴覚障害・・・鼓膜穿孔→穿孔閉鎖術、外耳性難聴→形成術
- 言語障害・・・外傷性又は手術後の発音構語障害→形成術
- 肢体不自由・・・関節拘縮、関節硬直→形成術、人工関節置換術等
- 内部障害

<心臓>・・・先天性疾患→弁口、心室心房中隔に対する手術  
後天性心疾患→ペースメーカー埋込み手術

<腎臓>・・・腎臓機能障害→人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)

<肝臓>・・・肝臓機能障害→肝臓移植術(抗免疫療法を含む)

<小腸>・・・小腸機能障害→中心静脈栄養法

<免疫>・・・H I Vによる免疫機能障害→抗H I V療法、免疫調節療法など

<その他の先天性内臓障害>

先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂など

#### <内容>

医療保険の範囲で医療費が軽減され、自己負担は原則として医療費の1割となります。ただし、非課税世帯等は、月額で負担上限額が設定されています。保険対象外の医療費は、対象外となります。

**治療前に申請していただく必要があるので、必ず指定医療機関に相談してください。**

**※注意※ 手続きが遅れると該当しない場合がありますので注意してください。**

### <必要書類>

1. 自立支援医療費支給認定申請書 兼 同意書  
受診医療機関が指定医療機関（病院・薬局）であり、医療の種類ごと、薬局の利用の有無確認が必要です。
2. 医療保険証（写）（受診する方と同一の医療保険に加入している方全員分）
3. 障害者本人の前年の収入がわかるもの  
（6月末以前の申請は前々年のもの、1月1日以降の転入者は、転入前の市町村  
住民税課税証明が必要になる場合があります）
4. 医療保険の高額療養費で多数該当を証明するもの（支給通知書の写し）  
※更生医療の申請で、該当する方のみ
5. 意見書及び医療費概算額算出明細書  
**（※治療開始予定日が申請日以降であること）**
6. マイナンバーカード  
（※受診する方と同一の医療保険に加入している方全員分）

### <申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

# 年金・手当

## 国民年金（障害基礎年金）**身****知****精**

身体・精神・知的に障害があり、日常生活に著しい制限を受けるような状態になった20歳以上の方に年金を支給するもので、障害の程度により1級と2級の等級があります。（身体障害者手帳などの等級区分とは異なります。）

### <対象者>

次の要件のすべてに当てはまる方

1. 初診日が次のいずれかにあること
  - 国民年金加入期間にあること
  - 20歳前、または、日本国内に住んでいる60歳から64歳の方で年金制度に加入していない期間にあること
2. 障害認定日に国民年金の障害等級1・2級に該当する障害の状態にあること
3. 初診日に一定の保険料納付要件を満たしていること  
※20歳前に初診日がある方は、納付要件はありません。

### <年金額>

1級 年額	1,020,000円	(R6年度)
2級 年額	816,000円	(R6年度)
加算額	18歳到達年度の末日までの間の子（障害児は20歳未満）	
1人目、2人目	→ 1人につき	234,800円
3人目以降	→ 1人につき	78,300円

### <必要書類>

- ① 障害年金裁定請求書
- ② 病歴就労状況等申立書
- ③ 診断書（所定の様式があります）
- ④ 基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類、他の年金受給中の場合その年金証書
- ⑤ マイナンバーカード

※必要書類は、請求者によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

### <お問合せ>

- ・ 鶴岡年金事務所 電話23-5040
- ・ 市役所国保年金課 電話35-1294
- ・ 各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）



## 厚生年金保険(障害厚生年金・障害共済年金) **身** **知** **精**

勤務先で厚生年金保険や共済組合に加入している間に発生した病気やけががもとで障害の状態になられた場合、障害厚生年金、障害共済年金がそれぞれ支給されます。

障害厚生年金には、1級～3級があります。年金を受けるよりも軽い障害の場合、障害手当金という制度があります。

詳しくは、厚生年金保険加入の方は各年金事務所に、共済組合加入の方はお勤め先の共済組合にお問い合わせください。

## 特別障害給付金 **身** **精**

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

### <請求できる方>

国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある次の①または②に該当する方。

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった厚生年金保険、共済組合等の加入者の配偶者

ただし、65歳に達する前日までに当該障害状態に該当した方に限られます。  
なお、障害基礎年金等を受給できる方は対象になりません。

### <内容>

- 障害基礎年金1級相当に該当する方：基本月額55,350円
- 障害基礎年金2級相当に該当する方：基本月額44,280円

※本人の所得や老齢年金、遺族年金等の受給状況により支給が制限されます。

### <必要書類>

- ① 特別障害給付金請求書
- ② 基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- ③ 診断書(所定の様式があります)
- ④ 病歴就労状況等申立書
- ⑤ マイナンバーカード

※必要書類は、請求者によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

### <お問合せ>

- ・鶴岡年金事務所 電話23-5040
- ・市役所国保年金課 電話35-1294
- ・各地域庁舎 市民福祉課(表紙うら参照)

# 心身障害者扶養共済制度 **身 知 精**

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、後に残された障害のある方（者・児）に終身一定額の年金を支給する制度です。

## <加入できる方(保護者の要件)>

障害のある方を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次のすべての要件を満たしている方

- (1) 加入する都道府県、指定都市内に住所があること
- (2) 加入時の年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること
- (3) 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

※健康状態等によってはこの制度にご加入いただけない場合があります。

- (4) 障害のある方1人に対し加入できる保護者は1人であること

## <障害のある方の範囲>

- (1) 知的障害者
- (2) 身体障害者（身体障害者手帳1級～3級所持者）
- (3) 精神又は身体に永続的な障害のある方  
（統合失調症、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が（1）または（2）の者と同程度と認められる方

## <内容>

年金額：掛金が1口加入の方 月額 20,000円  
掛金が2口加入の方 月額 40,000円（加入限度は2口まで）

## <掛金月額（一口あたり）>

加入時年齢	35歳未満	35歳～	40歳～	45歳～	50歳～	55歳～	60歳～
掛金月額	9,300	11,400	14,300	17,300	18,800	20,700	23,300

## <必要書類>

- ① 加入等申込書
- ② 住民票（保護者及び障害のある方それぞれに必要です。）
- ③ 申込者(被保険者)告知書（申込者の健康状態を告知する書類です。）
- ④ 障害のある方の障害証明書（障害の状況を確認する書類です。）
- ⑤ 年金管理者指定届書（障害のある方が年金を管理することが困難なとき）
- ⑥ その他 ①～⑤以外に書類が必要となる場合があります。

※ 加入承認日は毎月1日で、承認までに加入申し込みから1～2か月程度を要します。詳細は、「山形県心身障がい者扶養共済制度条例」「重要事項のご説明」をご確認いただき、制度の内容をご理解の上でご加入ください。

## <申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 特別障害者手当 **身** **知** **精**

### <受給できる方>

身体又は精神に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある満20歳以上の**在宅の方**で、次のいずれにも該当している方

- ① 病院・診療所・介護老人保健施設に3ヶ月以上入院していないこと
- ② 施設（児童、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に入所していないこと
- ③ 本人及び扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと

<内容> 手当額 月額 28,840円

### <手続きの流れ>

- ① 該当する特別障害者手当用診断書の様式をもらう。（市役所にあります）
- ② 医師の診断を受け、診断書を作成してもらう。
- ③ 必要書類を受付窓口（市役所福祉課、各庁舎市民福祉課）に提出します。

### <必要書類>

- ① 申請書 ②診断書 ③障害者手帳（交付を受けている方のみ）
  - ④ 前年（1～6月については、前々年）の収入額がわかる書類  
（例えば、年金が振り込まれる通帳、振り込み通知書（はがき）など）
  - ⑤ 本人及び配偶者、扶養義務者のマイナンバーが分かるもの
  - ⑥ 来庁者の本人確認書類（運転免許証等）
- ※ 毎年8月に「現況届」を提出していただきます。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 障害児福祉手当 **身** **知** **精**

### <受給できる方>

在宅の重度障害児（概ね3歳以上20歳未満）で、日常生活において常時介護を必要とし、次のいずれにも該当している方。

- ① 施設（児童福祉施設、障害者支援施設等）に入所していないこと
- ② 本人及び扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと

<内容> 手当額 月額 15,690円

### <手続きの流れ>

- ① 該当する障害児福祉手当用診断書の様式をもらう。（市役所にあります）
- ② 医師の診断を受け、診断書を作成してもらう。
- ③ 必要書類を受付窓口（市役所福祉課、各庁舎市民福祉課）に提出します。

### <必要書類>

- ① 申請書 ②診断書 ③障害者手帳（交付を受けている方のみ）
  - ④ 特別児童扶養手当を受給している方はその証書等
  - ⑤ 本人及び配偶者、扶養義務者のマイナンバーが分かるもの
  - ⑥ 来庁者の本人確認書類（運転免許証等）
- ※ 毎年8月に「現況届」を提出していただきます。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

# 特別児童扶養手当 **身** **知** **精**

## <受給できる方>

一定の障害があると認められた20歳未満の児童を養育している父母、または父母にかわって養育している方で次の要件を満たしている方。

- ① 児童が児童福祉施設等に入所していないこと
- ② 本人及び扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと
- ③ 児童が障害のために公的年金を受給していないこと

## <内容>

手当額	1級	月額	55,350円
	2級	月額	36,860円

## <手続きの流れ>

- ① 認定請求書を提出してください。  
(所定の診断書、戸籍謄本等の添付が必要です。)
- ② 請求者名義の通帳
- ③ マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類

※ 詳しくは、手続きをする際にお知らせいたします。

※ 毎年8月に「所得状況届」を提出していただきます。

## <申請先>

子育て推進課 鶴岡市総合保健福祉センター「にこふる」2階  
電話26-0176（内線150）  
各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

# 各種税金控除

## 所得税・住民税等の障害者控除 **身** **知** **精**

納税者が障害者の場合、または扶養親族（同一生計配偶者を含む）に障害者がいる場合、申告すれば所得税・住民税等が軽減されます。所得から次の額が控除され、課税対象額が低くなります。また、住民税は、障害者本人の前年の合計所得金額が、135万円以下の方は非課税となります。

### <控除の対象となる者の範囲>

#### ○障害者控除

- ① 療育手帳「B」の交付を受けている知的障害者
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている2・3級の精神障害者
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている3～6級の身体障害者
- ④ 65歳以上で「障害者控除対象者認定書〈普通障害〉」の認定を受けている方

#### ○特別障害者控除

- ① 療育手帳「A」の交付を受けている知的障害者
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級の精神障害者
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている1～2級の身体障害者
- ④ 65歳以上で「障害者控除対象者認定書〈特別障害〉」の認定を受けている方

### <障害者本人が受けられる特例>

特例の区分	障害者控除	特別障害者控除
所得税（国）	27万円を控除	40万円を控除
住民税（市）	26万円を控除	30万円を控除
相続税（国）	85歳に達するまでの年数1年につき10万円を控除	85歳に達するまでの年数1年につき20万円を控除
贈与税（国）	精神障害者は、信託受益権の価額のうち3,000万円まで→非課税	信託受益権の価額のうち6,000万円まで→非課税

### <心身障害者扶養共済制度給付金・少額貯蓄利子等の非課税>

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税	給付金→非課税（所得税） 相続や贈与による給付金を受ける権利の取得→非課税（相続税・贈与税）
少額貯蓄の利子等の非課税	350万円までの預貯金等の利子等→非課税（所得税）

### <障害者である親族を扶養している方が受けられる障害者控除額>

区分	障害者	特別障害者	同居特別障害者
所得税（国）	27万円	40万円	75万円
住民税（市）	26万円	30万円	53万円

### <問合せ窓口>

国税の問合せ 鶴岡税務署 電話22-1401

住民税の問合せ 市役所課税課市民税係 電話35-1163

※給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当者にお問い合わせください。

# 自動車税・自動車取得税の減免 **身** **知** **精**

＜減免の対象となる自動車＞ 障害者1人につき1台のみ

## ＜車検証の名義人＞

障害者ご本人名義の自動車に限る。

ただし、障害者が、18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者の場合は、その障害者と生計を同じくする方（以下「家族」という。）の名義でも対象とする。

## ＜運転の形態＞

「本人運転」…身体障害者又は戦傷病者の方、本人が運転するもの。

「家族運転」…障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために、継続的に家族が運転するもの。障害者のために運転する頻度が、月1回以上あること。

「介護者運転」…障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために、障害者を常時介護する方が、継続して日常的に運転するもの。障害者のために運転する頻度が、週3回以上あること。

- ただし、障害者が単身で生活している世帯の場合
- 又は、世帯全員が障害者である世帯で、世帯全員が家族運転の場合に減免対象となる障害の級別である場合に限る。

## ＜本人運転の減免対象者の障害等級＞

- ① 視覚障害 1級・2級・3級・4級
- ② 聴覚障害 2級・3級
- ③ 平衡機能障害 3級のみ
- ④ 音声機能障害 3級のみ（喉頭摘出による音声機能障害がある場合のみ）
- ⑤ 肢体不自由 上肢 1級、2級の1号、2級の2号  
（2級1号及び2号…2級のうち両上肢障害の方）  
下肢 1級、2級、3級、4級、5級、6級  
体幹 1級、2級、3級、5級、
- ⑥ 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害  
上肢 1級、2級（2級のうち両上肢障害の方）  
移動 1級、2級、3級、4級、5級、6級
- ⑦ 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害 1級、3級
- ⑧ 肝臓機能障害 1級、2級、3級
- ⑨ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1級、2級、3級

## ＜家族運転・介護者運転の場合＞

- ① 視覚障害 1級・2級・3級・4級
- ② 聴覚障害 2級・3級
- ③ 平衡機能障害 3級のみ
- ④ 肢体不自由 上肢 1級、2級の1号、2級の2号  
（2級1号及び2号…2級のうち両上肢障害の方）  
下肢 1級、2級、3級の1号  
（3級1号…3級のうち両下肢障害の方）  
体幹 1級、2級、3級
- ⑤ 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害

上肢 1級、2級（2級のうち両上肢障害の方）

移動 1級、2級、3級（3級のうち両下肢障害の方）

- ① 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害 1級、3級
- ② 肝臓機能障害 1級、2級、3級
- ③ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1級、2級、3級
- ④ 療育手帳が「A」判定
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1級の方

### <申請の時期と期限及び窓口>

[自動車税・自動車取得税]

納税通知書を受け取ってから申請する場合（5月～翌年2月）

庄内総合支庁税務課

997-1392 三川町横山字袖東19-1 電話66-2116

自動車登録時に申請する場合（庄内ナンバー）

庄内総合支庁税務課分室

997-1321 三川町押切新田字歌枕109-2 電話66-4144

**※ 申請に必要な書類は、窓口にお問い合わせください。**

### <届出>

【本人運転の場合】

- 障害者が、入院、施設入所、死亡したとき
- 自動車を、下取りや譲渡、廃車のため手放した。車検が切れた等のとき
- 障害者手帳等の障害等級が変更されたとき又は障害者手帳等を返納したとき
- 運転者が、運転免許証を更新しなかった又は返納したとき
- 運転者が変わったとき
- 住所が変わったとき

【家族運転の場合】

- 障害者と運転者が別居したとき（生計を一にしている場合を除く）
- 障害者のための使用頻度が月1回未満となったとき

【介護者運転の場合】

- 障害者のみの世帯でなくなったとき
- 障害者のための使用頻度が、週3回未満になったとき

### ※注意

減免の理由に該当しなくなった場合は、速やかに届け出てください。虚偽の申請や減免の理由に該当しなくなっていたことが判明した場合は、減免を取り消し、減免の理由に該当しなくなった日の属する年度の翌年度にさかのぼって自動車税が課税される場合がありますのでご注意ください。

# 軽自動車税（種別割）の減免 **身 知 精**

## <減免の対象となる自動車>

障害者1人につき1台のみで、普通車（自動車税）との重複もできませんのでご注意ください。

### (1) 減免の対象となる障害等級と範囲

障害者等の区分	障害の程度	年齢	所有者	運転者
身体障害者	※下記参照	満18歳以上	・本人	・本人 ・生計同一者 (障害者の方の通学・通院・通所・生業に限る)
		満18歳未満	・本人 ・生計同一者	・常時介護者 (世帯員が障害者の方のみである場合に限る)
知的障害者	療育手帳「A」	全年齢	・本人 ・生計同一者	・生計同一者 (障害者の方の通学・通院・通所・生業に限る)
精神障害者	1級	全年齢		・常時介護者 (世帯員が障害者の方のみである場合に限る)

※①視覚障害・・・1級から4級までの各級      ②聴覚障害・・・2級、3級

③平衡機能障害・・・3級

④音声機能障害・・・3級（こう頭摘出による音声機能障害がある場合のみ）

⑤肢体不自由（上肢）・・・1級、2級の1及び2級の2

〃（下肢）・・・1級から6級までの各級

〃（体幹）・・・1級から3級までの各級、5級

⑥乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害

（上肢）・・・1級、2級のうち両上肢に障害のある方

（移動）・・・1級から6級までの各級

⑦心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害・・・1級、3級

⑧肝臓機能障害・・・1級から3級までの各級

⑨ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・・・1級から3級までの各級

### (2) 特殊な構造になっている車両についての減免

車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」等の記載があるものが対象です。

## <減免申請の時期>

納税通知書（5月15日前後発送）が届いてから納期限の5月31日まで

## <減免申請に必要なもの>

① 減免申請書・・・申請窓口にて備え付けてあります。（市HPよりダウンロード可）

② 身体障害者手帳 等・・・該当する障害者手帳が必要です。

③ 運転免許証・・・実際に運転する方のものが必要です。

④ 納税通知書

⑤ 自動車検査証または自動車検査証記録事項

⑥ マイナンバーカード 等・・・個人番号を確認できるもの

<お問い合わせ及び申請窓口> 市役所課税課 諸税係 電話0235-35-1176



# 交通機関の割引

## JR・私鉄等運賃の割引 **身 知 精**

身体障害者、知的障害者、精神障害者のそれぞれの手帳を所持していることで、割引を受けられる場合があります。

### <第1種>

乗車形態	障害者の年齢	割引対象	割引率
障害のある方が単独で 100 km をこえる区間を利用する場合	制限なし	普通乗車券	本人 5 割引
障害のある方が介護者とともに利用する場合 (距離の制限はなし)	制限なし	普通乗車券 回数券 急行券 定期券	本人・介護者とも 5 割引 ※定期券で 12 歳未満の場合は、介護者のみ 5 割引

### <第2種>

乗車形態	障害者の年齢	割引対象	割引率
障害のある方が単独で 100 km をこえる区間を利用する場合	制限なし	普通乗車券	本人 5 割引
障害のある方が介護者とともに利用する場合 (距離の制限はなし)	12 歳未満	定期券	介護者のみ 5 割引

### <精神保健福祉手帳> (写真貼付が必要な場合があります)

本人割引率	普通旅客運賃 5 割引	1 級・2 級・3 級
付添人割引率	普通旅客運賃 5 割引	1 級

### <利用方法>

- ① 自動券売機で小児運賃の切符を購入し、改札で手帳を提示する。
- ② 切符販売窓口で手帳を提示して購入する。 など

各社により割引対象や割引率など取り扱いが異なります。

くわしくは各社窓口でおたずねください。

### <第1種と第2種の違いについて>

身体障害者手帳・療育手帳には、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 1 種 (または 2 種)」という記載があります。これは、JRをはじめとする各種交通機関の料金割引の基準となるもので、1 種か 2 種かで取扱いが違う場合があります。

### <第1種に該当する等級等>

障害種別	等級など
視覚	1 級～3 級までの各級および 4 級の 1 注) 4 級の 1 … 両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下の者
聴覚	2 級および 3 級
上肢不自由	1 級、2 級の 1 および 2 級の 2 注) 2 級の 1 … 両上肢の機能の著しい障害、2 級の 2 … 両上肢のすべての指を欠くもの

障害種別	等級など
下肢不自由	1級、2級および3級の1 注) 3級の1…両下肢をショーパー関節以上で欠くもの
体幹不自由	1級～3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢…1級および2級 (上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 移動…1級～3級までの各級 (下肢のみ運動機能障害がある場合を除く)
心臓機能・腎臓機能・呼吸器機能・小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級までの各級
ぼうこう及び直腸機能障害	1級および3級
療育手帳	A
備考	身体障害者で、上記に掲げる障害を2つ以上有する場合、その障害の程度が上記に準ずるものであると認められれば、第1種身体障害者となる。

<第2種に該当する等級等> 第1種以外の者をいう。

## JR 障害者割引 (JR 東日本ジパング倶楽部)

身体障害者手帳では割引とならないJRの特急券などが、2～3割引となるミドルからシニアの方を対象とした購入割引サービスです。

### <利用できる方>

身体障害者手帳の交付を受けている方及び介護者の方 (「特別会員」制度)

本人 男性60歳以上、女性55歳以上の方

介護者 同乗する方が第1種身体障害者手帳の所持者

### <割引率>

特急券、グリーン券、座席指定券について片道または、往復で201km以上の旅行の場合、本人及び付添人共に、・旅行回数1～3回で2割引、4～20回で3割引

※更新会員については全て3割引となります。

### <会費>

年会費 1,400円(令和元年10月1日より)

ジパング特別会員手帳を紛失された場合は、630円の再発行手数料がかかります。

### <手続き>

入会および更新のお手続きは、各都道府県の日本身体障害者団体連合会の加盟団体を介して行います。

※「JR東日本 大人の休日・ジパング倶楽部事務局」では取り扱いはありません。

### <問合せ>

山形県身体障がい者福祉協会 山形市大森385

電話023-686-3690 FAX023-686-3723

## 航空運賃割引 **身 知 精**

12歳以上の障害者介護者が国内線航空機を利用する場合割引になります。国内線のための割引適用となります。また、航空運送事業者および路線によって割引率が異なりますので、詳しくは各航空運送事業者航空券案内窓口へお問合せください。

※日本航空グループ 2018年10月4日予約受付分から  
全日空グループ等 2019年1月16日予約受付分から

### <対象者>

- ①本人 満12歳以上の、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
- ②介護者（満12歳以上で介護能力があると、各航空会社が認める方）

### <利用方法>

搭乗券購入の際、手帳を提示してください。介護者が付き添う場合は、同一搭乗区間を同時に購入してください。搭乗時に手帳を提示して下さい。

<問合せ窓口>各航空会社営業所

## バス運賃の割引 **身 知 精**

### <利用できる方>

- ①本人 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ②介護者 身体障害者手帳に第1種の記載がある方  
療育手帳は本人が小学生まで、精神障害者福祉手帳1級

<割引率> 運賃の50%  
距離に制限はありませんが、高速バスは、精神手帳所持者は対象外。

<利用方法> 運賃の支払い時に手帳を提示してください。

バス会社によっては割引制度等取り扱いが違う場合がありますので詳しくは各バス会社にお問合せください。

## タクシー料金割引 **身 知**

<利用できる方> 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方

<内 容> 料金の10%割引  
山形県ハイヤー協会加入のタクシーで利用できます。

<利用方法> 乗車時に割引対象である旨を告げ、運賃支払い時に、手帳を提示してください。  
福祉タクシー券（38ページ参照）の交付を受けている場合はこれと併用できます。

# 有料道路通行料金割引 **身** **知**

## <利用できる方>

- ① 身体障害者が自ら運転する場合は、手帳を所持するすべての方
- ② 介護者が運転する場合は、乗車する方が第1種身体障害者手帳の所持者、又は療育手帳Aの所持者

## <内容>

料金の50%割引（高速道路管理会社等の管理する有料道路）

## <対象となる車>

- 事前登録が可能な車
  - ・身体障害者本人またはその家族が所有する車両。第1種身体障害者で本人や家族が車両を所有していない場合、日常的に介護を行っている人の所有する車両。
- 事前登録が不要な車
  - ・レンタカー、借用自動車、介護・福祉・一般タクシー（介護運転のみ）、福祉有償運送車両（介護運転のみ）

## <対象とならない車>

乗合、デマンドタクシー、軽トラック、後部座席に窓がないまたは目隠しされた貨物自動車、営業および事業の手段として使用される車両。

E T Cレーンでの割引には事前登録が必要になります。

登録車両以外は料金所係員のいるレーンの通行で割引が適用になります。

## <申請に必要なもの>

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 運転する方の免許証（本人運転の場合のみ）
- ③ 車検証（原本）（車を事前登録する場合、E T C利用の場合）
- ④ E T C車載器セットアップ申込書・証明書（E T C利用の場合）
  - ・E T C車載器の番号を確認します）
- ⑤ E T Cカード（E T C利用の場合）
  - ・本人名義（未成年の場合、親権者または法定後見人名義）
  - ・本人名義であればE T C家族カードも登録可能

## <申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## その他の減免・サービス

### NHK放送受信料の免除 **身** **知** **精**

#### <利用できる方>

○半額免除（手帳所持者が世帯主で以下の条件にあてはまる方）

- ・視覚障害者又は聴覚障害者の世帯
- ・重度の身体障害者の世帯（身体障害者手帳1、2級）
- ・重度の知的障害者の世帯（療育手帳A）
- ・重度の精神障害者の世帯（精神障害者保健福祉手帳1級）

○全額免除（世帯全員が市民税（住民税）非課税で）

- ・世帯員の中に「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者がいる世帯

#### <手続>

市役所福祉課障害福祉係または各地域庁舎市民福祉課の窓口にはんこ・障害者手帳を持参のうえ申請してください。

※半額免除の申請については、NHKの窓口でも申請できます。

※転入等により課税状況が確認できない場合、課税・非課税証明書の提出が必要になる場合があります。また、免除適用後、免除事由に変更が生じた場合、NHKに届け出が必要です。

#### <受信料・契約内容問合せ・受付先>

NHK山形放送局営業部 電話023-625-9522

#### <免除申請受付先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

### NTT電話番号の無料案内（ふれあい案内） **身** **知** **精**

#### <利用できる方> 下記手帳をお持ちの方

①身体障害者手帳

- ・視覚障害1～6級 ・肢体不自由（上肢・体幹）1、2級
- ・聴覚障害2、3、4、6級
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 3級、4級

②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳

#### <手続き>

フリーダイヤル0120-104174へご相談ください。

#### <内容>

104番をご利用される場合に、あらかじめ届け出た電話番号と暗証番号をオペレーターに告げていただきます。オペレーターはお申し出内容を確認の上、無料で案内します。公衆電話からも同様です。

#### <問合せ>

NTT「無料番号案内」（ふれあい案内）電話0120-104174（全国共通）

FAX 0120-104134（全国共通）

受付時間：午前9時～午後5時（月曜～金曜） ※ 土・日・祝日および年末年始は休業

## 少額預金等利子非課税制度 **身** **知** **精**

### <利用できる方>

次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- ②障害基礎年金等を受給している方
- ③特別障害者手当等を受給している方

### <内容>

銀行等の預金の利子、及び小額公債の利子が、それぞれ元本または額面350万円まで非課税になります。(お問い合わせ 各金融機関へご相談ください。)

## 福祉定期預金制度 **身** **知** **精**

### <利用できる方>

次のいずれかに該当する方

- ①障害基礎年金等を受給している方
- ②特別障害者手当等を受給している方
- ③特別児童扶養手当等を受給している方

### <内容>

障害基礎年金、特別児童扶養手当等をお受け取りの方などが預入いただける預入期間1年の定期貯金です。一般の1年ものの定期貯金の金利に一定の金利を上乗せした金利を適用します。(お問い合わせ 金融機関へご相談ください。)

## 点字郵便物等の郵便料減免 **身**

点字郵便物等を発送する際に、郵便料金が減額されます。減額される料金など、くわしくは日本郵便にお問い合わせください。名称サービスの概要は以下のとおりです。

### <心身障害者用メール>

日本郵便が指定する図書館と重度障害のある方との間で、図書の貸出・返却のために発送する場合に低料金で利用できます。重量は3kg以内です。外装には表面に「図書館ゆうメール」と明記してください。

### <聴覚障害者用ゆうパック（旧：聴覚障害者用小包郵便物）>

図書館や福祉団体など日本郵便が指定する施設と聴覚障害のある方との間で、ビデオテープを貸出・返却のために発送する場合に低料金で利用できます。重量は3kg以内です。外装には表面に「聴覚障害者用ゆうパック」または「聴覚障害者用小包」と明記し、内容物が容易に確認できるように包装してください。

### <点字ゆうパック（旧：点字小包郵便物）>

図書館や福祉団体など日本郵便が指定する施設と視覚障害のある方との間で、大型の点字図書等を貸出・返却のために発送する場合に低料金で利用できます。外装には表面に「点字ゆうパック」または「点字小包」と明記し、内容物が確認できるように封筒や袋の一部を切り欠くか、一部に透明な部分を設け内容品の大部分を透視できるようにしてください。

# 在宅福祉

## 補装具 **身** **難**

身体上の障害を補完または代替する用具である補装具について、購入や修理に係る費用を支給します。（購入後及び修理後の申請受付はできませんのでご注意ください。）なお、介護保険等の対象となる方は、介護保険サービス等を優先的にご利用いただくこととなります。

### <利用できる方>

身体障害者手帳所持者、障害者総合支援法の政令で定める疾病に該当する方、もしくは特定疾患医療受給者証をお持ちの方のいずれかで、市町村が給付・修理が必要と認められる方

### <主な種目>

#### ◎肢体不自由◎

種目	種類	耐用年数
義手	肩義手、上腕義手、肘義手、前腕義手、手義手、手部義手、手指義手	1～5年
義足	股義足、大腿義足、膝義足、下腿義足、果義足、足根中足義足、足指義足	1～5年
上肢装具	肩装具、肘装具、手背屈装具、長対立装具、短対立装具、把持装具、MP屈曲及び伸展装具、指装具、B.F.O（食事動作補助器）	1～3年
下肢装具	長下肢装具、短下肢装具、靴型装具、足底装具、股装具、膝装具、ツイスター	1～3年
体幹装具	頸椎装具、胸椎装具、腰椎装具、仙腸装具、側弯矯正装具	1～3年
姿勢保持装置	構造フレーム（木材、金属、車いす）	3年
車いす	普通型、手押し型、リクライニング式、ティルト式、リクライニング・ティルト式、片手駆動型、前方大車輪型、レバー駆動型、手動リフト式普通型	6年
電動車いす	普通型（4.5km/時、6km/時）、手動兼用型、リクライニング式普通型、電動リクライニング式普通型、電動リフト式普通型、電動ティルト式普通型、電動リクライニング・ティルト式普通型	6年
クッション	単層、多層、ゲルとウレタン、バルブ調整、フローテーションパッド、空気室構造	—
歩行器	四輪型（腰掛つき、腰掛なし）、三輪型、二輪型、固定型、交互型、六輪型	5年
歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖	松葉づえ（木材）2年 その他 4年
頭部保持具	（児童のみ対象）	3年
排便補助具	（児童のみ対象）	2年

種目	種類	耐用年数
座位保持椅子	(児童のみ対象)	3年
起立保持具	(児童のみ対象)	3年

◎視覚障害◎

種目	種類	耐用年数
視覚障害者安全つえ	普通用、携帯用、身体支持併用	・普通用軽金属 5年 その他 2年 ・携帯用軽金属 4年 ・身体支持併用 4年
義眼	普通義眼、特殊義眼、コンタクト義眼	2年
眼鏡	矯正眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡（掛けめがね式、焦点調節式） 遮光眼鏡（網膜色素変性症、白子症、先天無虹彩、錐体杆体ジストロフィーの方のみ）	・矯正用・遮光用 4年 ・コンタクトレンズ 2年 ・弱視用 4年

◎聴覚障害◎

種目	種類	耐用年数
補聴器	【身体障害者手帳が4級・6級の方】高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳かけ型 【身体障害者手帳が2級・3級の方】重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳かけ型 【耳の形状や教育上または職業上の理由から医師が特に必要と認めた場合】耳あな型（レディメイド）、耳あな型（オーダーメイド）、骨導式眼鏡耳あな型、骨導式ポケット型、FM式	5年
人工内耳	人工内耳用音声処理装置（修理のみ）	—

◎重度の両上下肢障害、音声・言語機能障害◎

種目	種類	耐用年数
重度障害者用意思伝達装置	ソフトウェアが組み込まれた専用のパソコン及びプリンタで構成されたもの、もしくは生体現象（脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するもの	5年

- ※ 支給対象となる補装具の個数は、1種目につき1個ですが、職業上または教育上等特に2個にできる場合があります。
- ※ 種目、品物ごとに基準額が定められています。
- ※ 必要性が特に認められる場合、基準額を超えて支給できる場合があります。
- ※ 種目毎に耐用年数が決められています。耐用年数以内の再交付申請はできません。
- ※ 修理の場合は、別に修理基準が定められています。



## <手続きの流れ>

- ① 窓口から、申請書、意見書の様式をもらう。
- ② 指定医師の診断を受け、医師意見書を作成してもらう。  
(軽微な修理等は必要ない場合があります。骨格構造義肢や電動車いすの購入等種目によっては、山形県身体障がい者更生相談所の診断が必要です。)
- ③ 補装具販売業者から見積書を作成してもらう。  
(②の意見書に基づき補装具製作者で作成してもらってください。)
- ④ 上記の①②③の書類、はんこ、身体障害者手帳、マイナンバーカード等を持って申請手続きを行います。
- ⑤ 市が手続きをして、山形県身体障がい者更生相談所から判定してもらいます。
- ⑥ 申請手続き後、状況調査に伺う場合があります。

## <費用>

原則として、利用者は、補装具の購入または修理に要した費用の1割を負担します。しかし、負担する上限額を利用者の属する世帯の所得状況に応じて、下表のとおり、負担上限額を定めています。

収入区分	負担上限月額
生活保護世帯または市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

利用者の負担が多くなりすぎないように、負担上限月額を超えた費用は公費で負担することになります。なお、本人及び配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合は、公費負担の対象外となります(障害児を除く)。

## <申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課(表紙うら参照)

- ※ 山形県身体障がい者更生相談所が行う無料巡回相談(聴覚障害と肢体不自由障害)でも診断を受けることができます。

## 日常生活用具



重度の障害者又は難病患者等が日常生活を営む上での不便を解消し、自立した生活を営むことを目的として日常生活用具が給付されます。

## <利用できる方>

- ① 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方、又は、難病の指定を受けている方
- ② 特定疾患に該当する児童で市町村が給付を必要と認められる方  
ただし、介護保険もしくは医療保険に該当している方で同様の給付を受けることができる場合は、介護保険、医療保険が優先します。  
種目毎に身体障害者手帳の個別等級の支給要件があります。

## <主な種目>

歩行支援用具、入浴補助用具、特殊寝台、電気式たん吸引器、ストーマ用装具、盲人用時計、盲人用音声式体温計等

※次ページを参照してください。

### <必要書類>

- ①身体障害者手帳、申請書（申請書様式は相談窓口にあります。）  
 ②見積書 ※申請手続き後、状況調査に伺う場合があります。

### <利用者負担>

自己負担額は原則として定率（1割）の負担となります。

区分	生活保護	生活保護世帯以外の世帯
負担割合	0%	10%

- ※ 品物額が基準額を超える場合は、超えた分は利用者の自己負担となります。  
 ※ それぞれの品目には耐用年数が定められています。一度給付を受けた品目については、耐用年数の期間は原則的に給付を受けることはできません。

### <申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

### <日常生活用具 品目、対象者、給付基準、基準額>

品目	性能等	対象者	耐用年数	基準額(円)
入浴担架	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として3歳以上の障害児（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る）	5年	82,400
訓練いす	原則として付属のテーブルをつけるものとする	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として3歳以上の障害児	5年	33,100
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として学齢児以上の障害児 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	8年	159,200
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害1級の障害者および原則として学齢児以上の障害児（常時介護を要する者に限る）、自力で排尿できない難病患者等	5年	67,000
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる機能を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調節できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び寝たきり状態にある難病患者等	8年	154,000
体位変換器	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る） 寝たきり状態にある難病患者等	5年	15,000
移動用リフト	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として3歳以上の障害児。下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	4年	159,000
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの（設置にあたり住宅改修を伴うものを除く）	下肢又は体幹機能障害の障害者及び3歳以上の障害児、若しくは、難病患者（入浴に介助を必要とするものに限る）	8年	90,000
便器	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる）ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児、常時介護を要する難病患者等	8年	便器 4,450 手すり 5,400

品目	性能等	対象者	耐用年数	基準額(円)
特殊マット	じょくそうの防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	知的障害の程度が重度又は最重度の障害者及び3歳以上の障害児並びに <b>下肢</b> 又は <b>体幹機能障害1級</b> の障害者及び原則として3歳以上の障害児(常時介護を要するものに限る) 寝たきり状態にある <b>難病患者</b> 等	5年	19,600
頭部保護帽	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	知的障害の程度が重度又は最重度の障害者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	3年	スポンジ革製 15,200
				プラスチック製 36,750
歩行補助つえ(一本杖のみ)	木製主体は木材、外装はニス塗装 軽金属製主体軽金属、外装塗装なし	身体障害者手帳保持者であって、申請時の調査により判断する	3年	木製 2,200 軽金属製 3,000
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、住宅改修を伴うものを除く	平衡機能又は <b>下肢</b> もしくは <b>体幹機能</b> に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障害者、 <b>難病患者</b> 等及び原則として3歳以上の障害児	8年	60,000
特殊便器	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの及び障害者等を介護している者が容易に使用し得るもの(取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く)	<b>上肢障害2級</b> 以上の障害者及び学齢児以上の障害児並びに <b>知的障害</b> の程度が重度又は最重度で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な障害者及び原則として3歳以上の障害児、 <b>上肢機能</b> に障害のある <b>難病患者</b> 等	8年	151,200
火災報知機	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの(1世帯に2台の設置を限度とする)	障害等級2級以上の障害者等、 <b>知的障害</b> の程度が重度又は最重度の障害者(火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害者、 <b>難病患者</b> 等)のみの世帯及びこれに準じる世帯)	8年	15,500
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	上記に同じ	8年	28,700
ストーマ用装置	消化器系 結腸・回腸・・・低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製 消化器系 尿路系・・・低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用キャップ付きとする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	ぼうこう又は直腸機能障害のストーマ造設障害者	—	消化器系 結腸・回腸 1ヶ月あたり 8,600
			—	消化器系 尿路系 1ヶ月あたり 11,300
収尿器	障害者が容易に使用し得るもの。	高度の <b>排尿機能</b> 障害者等	1年	7,700
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	<b>腎臓機能障害3級</b> 以上で自己連続携行式膜灌流法(CAPD)による透析療法を行なう障害者及び原則として3歳以上の障害児	5年	51,500
ネブライザー(吸入器)	障害者等が容易に使用し得るもの	<b>呼吸器機能障害3級</b> 以上又は同程度の身体障害を有し、必要と認められる障害者、 <b>難病患者</b> 等及び障害児	5年	36,000

品目	性能等	対象者	耐用年数	基準額(円)
電気式 たん吸引器	障害者等が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有し、必要と認められる障害者、難病患者等及び障害児	5年	56,400
酸素ボンベ 運搬車	障害者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行なう障害者	10年	17,000
パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	5年	157,000
電磁調理器	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)、知的障害の程度が重度又は最重度の障害者であって18歳以上のもの	6年	41,000
情報・通信 支援用具	障害者向けのパソコン周辺機器またはアプリケーションソフト	上肢機能障害2級以上または視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢時以上の障害児	6年	100,000
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児	10年	7,000
視覚障害者用 ポータブル レコーダー	音声等により操作ボタンが知覚若しくは認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの又は音声等により操作ボタンが知覚若しくは認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児	6年	録音再生機 85,000 再生専用機 48,000
視覚障害者用 活字文書 読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児	6年	99,800
視覚障害者用 タッチ式ボイス レコーダー	あらかじめ情報登録したシールを読み取り、対応する録音済みの音声を再生する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの。	視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児	6年	24,000
視覚障害者用 拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる障害者及び原則として学齢以上の障害児	8年	198,000
盲人用時計	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者(音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする)	10年	触読時計 10,300 音声時計 13,300
ワンセグラジオ	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者	5年	29,000
盲人用体重計	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5年	18,000

品目	性能等	対象者	耐用年数	基準額(円)
盲人用体温計 (音声式)	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者及び原則として3歳以上の障害児(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る)	5年	9,000
盲人用血圧計	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者	5年	15,000
点字図書	点字により作成された図書(週刊、月刊等で発行される雑誌を除く)	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者及び原則として学齢児以上の障害児	—	点字図書価格
点字器	標準型A32マス18行、両面書真鍮板製 B32マス18行、両面書プラスチック製	身体障害者手帳保持者であって、申請時の調査により判断する	7年	A 10,400 B 6,600
	携帯用A32マス4行、片面書アルミニウム製 B32マス12行、片面書プラスチック製	身体障害者手帳保持者であって、申請時の調査により判断する	5年	A 7,200 B 1,650
点字タイプライター	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の障害者等(原則として本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	5年	63,100
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	6年	383,500
聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障害2級以上の障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	10年	87,400
聴覚障害者用通信装置	ファックス等	重度聴覚障害者、電話によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5年	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	聴覚障害を有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる障害者等	6年	88,900
携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	音声機能もしくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する障害者及び原則として学齢児以上の障害児	5年	98,800
人工喉頭	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	音声言語機能障害を有する喉頭摘出障害者等	4年	5,000
	電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	音声言語機能障害を有する喉頭摘出障害者等	4年	70,100
人工鼻	障害者が容易に使用し得るもの	音声言語機能障害があつて喉頭摘出等により音声機能を消失した者	—	1ヶ月あたり 23,760

# ストーマ用装具・人工鼻の給付について

## <ストーマ用装具の利用者負担>

区分	生活保護	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
負担割合	0%	5%	10%

## <申請から決定まで>

- 日常生活用具給付申請書を提出。※取扱業者名を必ず記入します。
- 市から取扱業者に見積書の提出を依頼します。  
ただし、新規に申請される方、または取扱業者を変更される場合は、申請時に見積書を添付してください。
- 見積書、所得状況を確認⇒給付決定⇒申請者及び取扱業者に給付決定通知します。
- 取扱業者から品物の納入⇒利用者負担を納入業者にお支払いください。

## <申請と給付決定スケジュール>

ストーマ用装具・人工鼻は原則6ヶ月毎に給付決定します。

4月から9月までの給付	2月末までに申請
10月から3月までの給付	8月末までに申請

## <申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 小児慢性特定疾病児の日常生活用具

日常生活を営む上での不便を解消し、自立した生活を営むことを目的として日常生活用具が給付されます。

<利用できる方> 別表第1の対象者欄に掲げる小児慢性特定疾病児

## <主な種目>

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器  
体位変換器、紫外線カットクリーム等 ※ 別表第1を参照してください。

## <必要書類>

- ① はんこ、申請書（申請書様式は相談窓口にあります。）
- ② 見積書
- ③ 小児慢性特定疾病医療受診券の写し

## <利用者負担>

給付を受ける用具1件につき、要綱に定める世帯の階層区分に応じ、徴収基準額を負担します。

ただし、給付を受ける用具の価格が、徴収基準額に満たないときは、当該給付を受ける用具の価格を負担額とします。

また、品物額が基準額を超える場合は、超えた分は利用者の自己負担となります。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

別表第 1

種目	対象者	性能等	基準額 (円)
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	便器 4,450 手すり 5,400
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当り住宅改修を伴うものを除く。	151,200
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	60,000
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に利用し得るもの。	90,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に利用し得るもの。	67,000
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	70,400
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	12,160
電気式たん吸引器	呼吸器機能の障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	56,400
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	20,000
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	37,800

## 住宅改修費



日常生活を営むのに著しく支障のある住宅の段差解消など住環境の改善を行います。

### <利用できる方>

下肢、体幹機能障害3級以上の障害児者またはそれに相当する難病患者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者のみ。原則的に介護保険が優先されます。）また、住宅改修は原則1回限りとなります。

### <住宅改修の範囲>

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消

- ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他上記①から⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

#### <手続き>

- ① 建設業者等に住宅改修に係る見積りを依頼し、見積書、工事図面を作成します。
- ② はんこ、身体障害者手帳、見積書、工事図面・現場写真を持参のうえ、申請。
- ③ 給付を決定し、申請者と見積業者に通知書を送付します。
- ④ 業者と契約し工事を施工します。
- ⑤ 利用者負担を業者にお支払いください。  
※助成金は、業者に直接支払われます。  
※必要に応じて訪問調査を行うことがあります。

#### <費用>

改修費（基準額以内）の10%が利用者負担となります。ただし、生活保護世帯は、利用者負担はありません。

また、支給限度基準額が定められており、20万円の住宅改修工事費までが給付の対象となります。従って、基準額を越えた部分の工事費については全額自己負担となります。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 住宅等整備資金の借入金利子補給 **身** **知**

障害者と同居している世帯に対し、障害者の居住環境を改善するための経費について、借入金利子の補給をします。

#### <利用できる方>

身体障害者手帳1～4級又は療育手帳A所持者と同居する世帯に属する方  
市内在住の連帯保証人が1名必要です。

#### <年利など>

鶴岡市と金融機関とで定めた率（変動があります）※ 利子補給は2.3%が上限です。  
償還期間： 120ヶ月以内で 対象融資上限額： 300万円以内

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 紙おむつ購入費助成 **身** **知**

寝たきり状態等の在宅の重度障害者等に対し、紙おむつを支給することにより、本人及び家族の経済的負担の軽減を図ります。

#### <利用できる方>

次のいずれの条件にも該当する方

- ① 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳Aに該当する方又はこれらと同程度の障害のある方で日常生活全般に介護を要し、かつ排泄に全介助を必要とする方



※施設入所されている方は対象外

- ②上記の障害のある方の年齢が3歳以上65歳未満であること（ただし、40歳以上65歳未満で要介護認定を受けている方を除く）
- ③上記の障害のある方の属する世帯の生計中心者の前年分所得税が6万円未満の方

#### <助成額>

- ① 市民税非課税・所得税非課税 → 月額7,000円以内
- ② 市民税課税・所得税非課税 → 月額5,000円以内
- ③ 市民税課税・所得税6万円未満 → 月額2,000円以内

※課税年度の切り替わりに伴い、課税状況の確認を行います。

#### <利用までの流れ>

- ① 障害（児）者紙おむつ等購入費助成事業利用登録申請書を提出します。
- ② 障害の状態・納税状況など必要な事項を確認し、助成限度額を決定します。
- ③ 事業所ごとの商品一覧を見て利用事業所を選びます。
- ④ 障害（児）者紙おむつ等購入費助成事業登録内容届出書と委任状を提出します。
- ⑤ 配達の前月末までに利用する事業所に利用者が商品を注文します。

#### <届出が必要なとき>

- ① 住所を変更したとき（市内外に転居、障害のある方が施設等に入所の場合等）
- ② 障害のある方が亡くなられたとき
- ③ 紙おむつの支給の必要がなくなったとき
- ④ 利用事業所を変更しようとするとき

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 訪問入浴サービス

移動入浴車が家庭を訪問し、居宅で入浴サービスを行います。

#### <利用できる方>

重度身体障害者等で、自力又は家族介護による入浴ができない方で医師が入浴を認めた方（高齢者の方は介護保険制度によるサービスが優先されます。）

#### <費用>

本人及び扶養義務者の課税額に応じて利用者負担があります。

#### <利用手続き>

- ① 障害者在宅福祉サービス支給申請書を提出。  
（はんこ、手帳所持者の場合手帳持参のこと。）
- ② 医師による診断書を提出します。（用紙は福祉課窓口にあります。）
- ③ 利用者の障害の状態、税の賦課状況を調査します。
- ④ サービス支給決定通知書を送付します。  
（月の利用回数、1回あたりの利用者負担額）
- ⑤ サービスの利用開始。利用者負担をサービス提供事業者を支払います。

次のような事由が発生した場合は、サービスの利用を取消もしくは停止します。

- ① 利用者が死亡したとき又は長期に入院することとなったとき

- ② 医師に入浴を禁止されたとき
- ③ 症状の回復等により、自力又は家族の介助のみで入浴ができると認められるとき

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 人工透析患者通院交通費助成事業 **身**

### <利用できる方>

次のすべてに該当する方

- ① 腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 人工透析療法を受けるために交通機関（自家用車を含む）を利用して通院している方
- ③ 本人及び同居世帯の生計中心者が所得税を課されていない方
- ④ 生活保護などで通院交通費の給付を受けていない方

### <助成額>

往復の通院距離が15km未満は、1,500円、15km以上30km未満は、2,000円、30km以上は、3,000円を基準月額とし、通院交通費として実際にかかった額と交付基準額のいずれか低い方の額を助成します。

### <利用手続き>

- ① 医療機関から通院報告書（窓口にあります）に記入してもらう。
  - ② 身体障害者手帳、通院報告書を持って申請手続きを行う。  
（タクシー等利用の方は、領収書を保管し、申請時にご持参ください。）
- ※半期ごと（9月末、3月末）もしくは1年ごと（3月末）に申請してください。  
※病院や施設による無料送迎等、交通費の自己負担が発生しない場合は助成対象外となります。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 在宅酸素療法者支援事業 **身**

在宅酸素療法にかかる酸素濃縮器使用のための電気料金の一部助成を行います。

### <利用できる方>

次のすべてに該当する方

- ① 呼吸器機能障害による等級が3級又は4級の方（総合等級が1級又は2級の方を除く）
- ② 医師の処方により在宅酸素療法を行っており、酸素濃縮器を使用している方（施設入所等により、酸素濃縮器の電気料金を負担しない方を除く）
- ③ 重度心身障害児（者）医療証の交付を受けていない方

### <助成額>

助成金額：月額1,600円×「酸素濃縮器の電気料金を負担した月数」

### <利用手続き>

助成金給付申請の前に、登録決定を受けます。

- ① 助成金受給者登録申請書
- ② 酸素濃縮器使用指示書

(※酸素濃縮器の使用指示を受けた医療機関から作成してもらう。)

登録申請の結果、登録決定を受けた方が助成金支給申請をすることができます。  
助成金支給申請書で、9月と3月に半期ごとに申請します。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## あんしん見守りコール **身**

障害者に対し、通報、双方向の会話ができる通信機器を設置し、生活、健康などに関する相談、安否確認、緊急時の対応を支援します。

### <利用できる方>

次のいずれかに該当する方（原則的に介護保険制度が優先されます）

- ① 重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級所持者）
- ② 障害者で突発的に生命に危険な症状が発生する持病のある方

### <費用>

- ① 安否確認装置を設置した場合 月額385円
- ② 安否確認装置を設置しない場合 月額220円

※生活保護世帯は支払いが免除されます。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

# 社会参加促進

## 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣 **身**

手話奉仕員・要約筆記奉仕員を派遣しコミュニケーションの支援をします。

### <利用できる方>

聴覚・音声及び言語機能障害等のある方で手話奉仕員・要約筆記奉仕員を必要と認められる方

<申請手続き> 派遣申請書を窓口提出します。メール、FAX申請できます。  
申請書は福祉課窓口、鶴岡市役所ホームページにあります。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）  
メール：[fukushi@city.tsuruoka.yamagata.jp](mailto:fukushi@city.tsuruoka.yamagata.jp)（福祉課）  
FAX：0235-25-9500

## 声の広報等の発行 **身**

広報つるおか及び市議会だよりをテープ又はCD等に録音し貸し出します。

<利用できる方> 視覚障害者で文字による情報入手が困難な方

<申込み> 窓口で利用申請書に記入、申込みを行う。

<申請先>  
市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 福祉タクシー券又は福祉給油券の交付 **身** **知** **精**

### <利用できる方>

- ① 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級
- ② 自動車税、軽自動車税の減免を受けている方は、福祉タクシー券に代えて福祉給油券を選択できます。

<申込み> 窓口で利用申請書に記入し申込みを行う。  
※使い切った場合や紛失等による再発行は行いません。

### <内容>

福祉タクシー券…1枚500円相当の券36枚つづり、年度ごとに1回のみ交付します。また、長寿介護課で実施している、らくらく移送サービス券と福祉タクシー券のどちらかを選択します。

福祉給油券 …1枚500円相当の券18枚つづり、年度ごとに1回のみ交付します。給油券は鶴岡市内の主なガソリンスタンドで使用できますが、セルフスタンド等一部使用できないところがありますのでご注意ください。

<申請先>  
市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 自動車改造費・重度障害者介護用車両改造費等の助成

介護者の負担の軽減と身体障害者の社会参加の促進を図るため、自動車を改造する経費の一部を助成するものです。

<利用できる方>

### ●自動車改造費

次のいずれも該当する方

- ①身体障害者手帳所持者で、自らが所有し、運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる方
- ②本人及び扶養義務者の前年の所得が特別障害者手当における所得制限限度額を超えない方
- ③過去にこの助成を受けていないか、助成を受けてから5年以上経過している方

### ●重度障害者介護用車両改造費等 ※同居世帯の家族の車に限る

次のいずれにも該当する方

- ①下肢又は移動機能障害1・2級もしくは体幹機能障害1～3級の身体障害者手帳所持者
- ②市民税又は所得税が非課税世帯の方(1月～6月の期間に申請があった場合は前年の賦課状況)
- ③過去にこの助成を受けていないか、助成を受けてから5年以上経過している方

### ～介護車両とは～

- ・車いすに乗ったまま昇降可能なリフト又はスロープ
- ・助手席等の回転シート又はリフトアップシート
- ・車いす収納装置
- ・スライドステップ
- ・上記のほか車いすを使用する身体障害者が乗降、移動等を容易にするための装置

### <助成限度額>

- 自動車改造費 10万円
- 重度障害者介護用車両改造費等 20万円(改造費又は購入費用の1/2以内)

### <申請手続き>

改造・新規購入前に次の書類を用意し、窓口にお越しください(改造後の申請は不可)。

- ・身体障害者手帳
- ・改造に要する経費の見積書  
(改造車の購入にあたっては同型車との差額がわかる書類)
- ・運転免許証(介護車両の改造においては主な運転手(同居家族に限る)のもの)
- ・車検証

※改造完了後、改造費用の領収書または請求書をご提出ください。助成金の支払い前に改造の完了状況を確認させていただきます。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課(表紙うら参照)

## 自動車運転免許取得費の助成 **身**

身体障害者が、就労等のため運転免許を取得する場合に、その費用の一部を助成します。運転免許取得に直接要した費用の2/3以内で、限度額5万円までを助成します。

### <必要書類>

自動車教習所、入学予定日、免許取得予定日を明らかにし、はんこ、身体障害者手帳を持参のうえ申請窓口にお越し下さい。

運転免許取得後に自動車教習所の発行する免許取得に要した費用の領収書の写しをまたは、請求書の写しを提出します。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 障害者の駐車禁止除外証票 **身** **知** **精**

必要やむを得ない場合に限り、駐車禁止の場所に駐車するために必要な手続きです。

### <利用できる方>

・療育手帳A・精神保健福祉手帳1級の方、身体障害者手帳所持者で、下表区分に該当する方

障害の区分	該当する障害の等級
肢体不自由	上肢1、2級の1及び2級の2、下肢1～4級、体幹1～3級
脳病変による運動機能障害	上肢1、2級（上肢にのみ運動機能障害がある場合を除く） 移動1、2級
視力障害	1～3級及び4級の1
聴覚障害	2、3級
内部障害	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸・・・1、3級 免役、肝臓・・・1級～3級
平衡障害	3級
免疫機能障害	1～3級

### <申請手続き>

障害者手帳、はんこをお持ちのうえ、最寄りの警察署又は警察本部交通規制課に申請します。後日「駐車禁止除外指定車」の標章が交付されます。

証票の交付を受けた方には、「山形県身体障害者交通安全友の会」への入会案内があります。なお、駐車禁止除外指定となる対象により、添付書類が異なりますので、詳しくは最寄りの警察署又は警察本部交通規制課にお問い合わせ下さい。

<申請先・問合せ> 鶴岡警察署 電話28-0110

# 身体障害者等用駐車施設利用証の交付

身 知 難

県内の公共施設やスーパーマーケットなどに設けられている身体障害者等用駐車施設について、県が利用証を交付し、利用できる方を明らかにすることによって、これら駐車施設の適正な利用を促進し、体が不自由な人向けの駐車場を安心して利用することができます。



なお、この利用証は、道路交通法による駐車禁止区域に駐車できるようになるものではありませんので、ご注意ください。

## <利用できる方>

① 身体障害者手帳の交付を受けた方で、下表区分に該当する方

障害の区分	該当する障害の個別等級
肢体不自由	上肢 1～2 級、下肢 1～6 級、体幹 1～5 級 脳病変による運動機能障害 上肢 1～2 級、移動機能 1～6 級
視覚障害	1～4 級
内部障害	1～4 級
平衡機能障害	3、5 級
免疫機能障害	1～4 級

② 療育手帳 A の交付を受けた方

③ その他、高齢、難病、けが（車いすや杖等使用期間）により歩行困難な方

④ 妊産婦（妊娠 7 ヶ月から産後 1 年までの期間）

## <利用者証の見本>

利用証はバックミラーにかけて表示し、利用できる方であることを明らかにするものです。



## <申請手続き>

庄内総合支庁地域保健福祉課窓口で手帳を持参し申請します。（郵送での申請も可能）

※ 障害者ご本人以外の方が申請される場合は、運転免許証等をご持参ください。

<申請先・問合せ> 庄内総合支庁地域保健福祉課 電話 6 6 - 5 4 6 2

## その他の制度

### 生活福祉資金の貸付等 **身** **知** **精**

#### <利用できる方>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいる世帯（所得制限あり）

#### <内容>

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。ここでは、福祉資金の福祉費の貸付についてご案内します。

資金の目的	貸付上限額の目安	据置期間	償還期間
生業を営むために必要な経費	460万円	6月	20年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	同上	8年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	同上	7年
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	同上	8年
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	同上	8年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	同上	10年
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年以内 170万円 1年以上1年6月以内 であって、世帯の自立に 必要な場合230万円	同上	5年
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービス受給期間 が1年以内170万円 1年以上1年6月以内 であって、世帯の自立に 必要な場合230万円	同上	5年
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	同上	7年
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	同上	3年
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	同上	3年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	同上	3年
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	同上	3年

※ 表中の貸付条件は目安であり、個別の状況により福祉費の範囲内（上限額580万円以内、据置期間6月以内、償還期間20年以内）で貸し付け可能。

（お問い合わせ 鶴岡市社会福祉協議会 電話24-0053）



## 郵便等による不在者投票 **身**

### <利用できる方>

概ね次の表に該当する身体障害者

障害機能区分		障害等級
肢体不自由	両下肢・体幹・移動機能障害	1級、2級
内部障害	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう 又は直腸、小腸、免疫機能障害	1級～3級

### <内容>

選挙の際、自宅で郵便による不在者投票をすることができます。  
また、上肢または視覚障害で1級の手帳所持者は、代理記載投票もできます。

### <問合せ>

市役所選挙管理委員会 電話 35-1766 (内線 641)

## Net119・メール119番・FAX119番 **身**

スマートフォンや携帯電話のインターネット機能や電子メール、またはファックスにより消防車や救急車の要請ができます。

### <利用できる方>

聴覚・言語機能等の障害があり、音声による119番通報が困難な方

### <利用手続き>

各システムの詳細は鶴岡市ホームページにてご覧いただけます。

Net119とメール119番は、事前に利用登録が必要です。登録方法は鶴岡市ホームページに掲載しています。ご不明な点については、通信指令課までお問い合わせください。

### <問合せ>

鶴岡市消防本部通信指令課 電話 22-8321 FAX 23-0119

[電子メールshireika2@city.tsuruoka.yamagata.jp](mailto:shireika2@city.tsuruoka.yamagata.jp)

## 点字図書館 **身**

点字図書、録音図書（CD・テープ）の貸出し等を行います。

### <利用できる方>

山形県内にお住まいの目の不自由な方で、身体障害者手帳をお持ちの方であればどなたでも利用できます。

### <問合せ>

山形県立点字図書館 山形市十日町1-6-6

電話 023-631-5930

# 山形県障害者スポーツ協会 **身 知 精**

障害者スポーツの振興、普及、競技力の向上のため次の事業を行っています。また、会員にはスポーツ用具の貸出等もしております。また、依頼があればスポーツ講習会等開催に関して障害者スポーツ指導員の紹介等にも応じます。

## <問合せ>

山形市大字大森385（県リハビリセンター内）TEL 023-686-4084

## 主な施設の使用料や入館料などの減免・保養所

項目	内容	問い合わせ先
鶴岡市の体育施設使用料の免除	障害者手帳を提示して鶴岡市の各体育施設の <b>使用料が免除</b> になります。 障害者をサポートする方も免除対象。	鶴岡市教育委員会 スポーツ課 スポーツ施設係 25-8131 <b>身 知 精</b>
致道博物館 入館料の減免	「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」をお持ちの方とその付き添いの1名の方 <b>入館料半額免除</b>	致道博物館 22-1199 <b>身 知 精</b>
鶴岡市立加茂水族館入館料の減免	市立加茂水族館の入館料減免。 <b>免除後の入館料</b> 一般500円、小・中学生200円 <b>障害者の介助（車イスの場合1台につき1人）無料</b>	鶴岡市立加茂水族館 33-3036 <b>身 知 精</b>
藤沢周平記念館 入館料の減免	「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」をお持ちの方とその付き添いの1名の方 <b>上の手帳をお持ちの方…入館料半額免除</b> <b>その付き添いの方…入館料全額免除</b>	鶴岡市立藤沢周平記念館 鶴岡市馬場町4-6 29-1880 <b>身 知 精</b>
身体障害者保養所 「東紅苑」	<利用できる方> 身体障害者・介護者等 低額な料金で宿泊等サービス。	東根市温泉町2-16-1 0237-43-2061 <b>身</b>
在宅心身障害児者 保養訓練センター 「まつかぜ荘」	<利用できる方> 在宅で心身に障がいのある方やその家族、関係者の方々 <内容> 在宅で心身に障害を持つ方及びその家族のための保養訓練、交流の場、宿泊、休憩、研修等利用できます。	川西町大字下小松字下山 2045-20 電話 0238-42-5158 <b>身</b>

※詳細については各施設、保養所にお問合せください。

# 就労支援

## 職業紹介 **身** **知** **精**

鶴岡公共職業安定所（ハローワーク）では、専門の担当官、障害者職業相談員が職業相談、職業紹介及び就職後の定着指導等一貫したサービスを行っています。

また、山形県障害者雇用促進協会との共催で「障害者の集団面接講習会」等を開催しています。

### 就労支援関係機関等一覧

名称	住所	電話	FAX
<b>鶴岡公共職業安定所 (ハローワーク)</b>	<b>鶴岡市馬場町2-12 鶴岡第2地方合同庁舎1階</b>	<b>25-2501</b>	<b>25-2504</b>
山形高齢・ 障害者雇用支援センター	山形市大字漆山 1954	023-674-9567	023-633-3975
山形障害者職業センター	山形市小白川町2丁目3-68	023-624-2102	023-624-2179
山形職業訓練支援センター 職業能力開発促進センター	山形市漆山 1954	023-686-2225	
山形県職業能力開発協会	山形市松栄2丁目2番1号 県立山形職業能力開発専門校	023-644-8562	023-644-2865
山形職業能力開発専門校	山形市松栄2丁目2番1号	023-644-9227	023-644-6850
庄内障害者就業・ 生活支援センター(かでの)	酒田市北新橋1丁目1-18	0234-24-1236	0234-43-0511
鶴岡市地域生活自立支援セン ター ぐらしステーション (ぐらしス)	鶴岡市馬場町9-25 (鶴岡市役所1階 福祉課内)	0235-29-1729	0235-25-9500
あしたば (社会福祉法人月山福祉会)	鶴岡市馬場町1-6	0235-33-8939	0235-33-8939

## 自立支援給付による就労支援 **身** **知** **精**

### 就労移行支援事業

就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。(利用期間：2年)

○対象者 企業等への就労を希望する者など

### 就労継続支援A型事業

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。(利用期間：制限なし)

○対象者

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者

者

- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者

## 就労継続支援B型事業

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(利用期間：制限なし)

○対象者

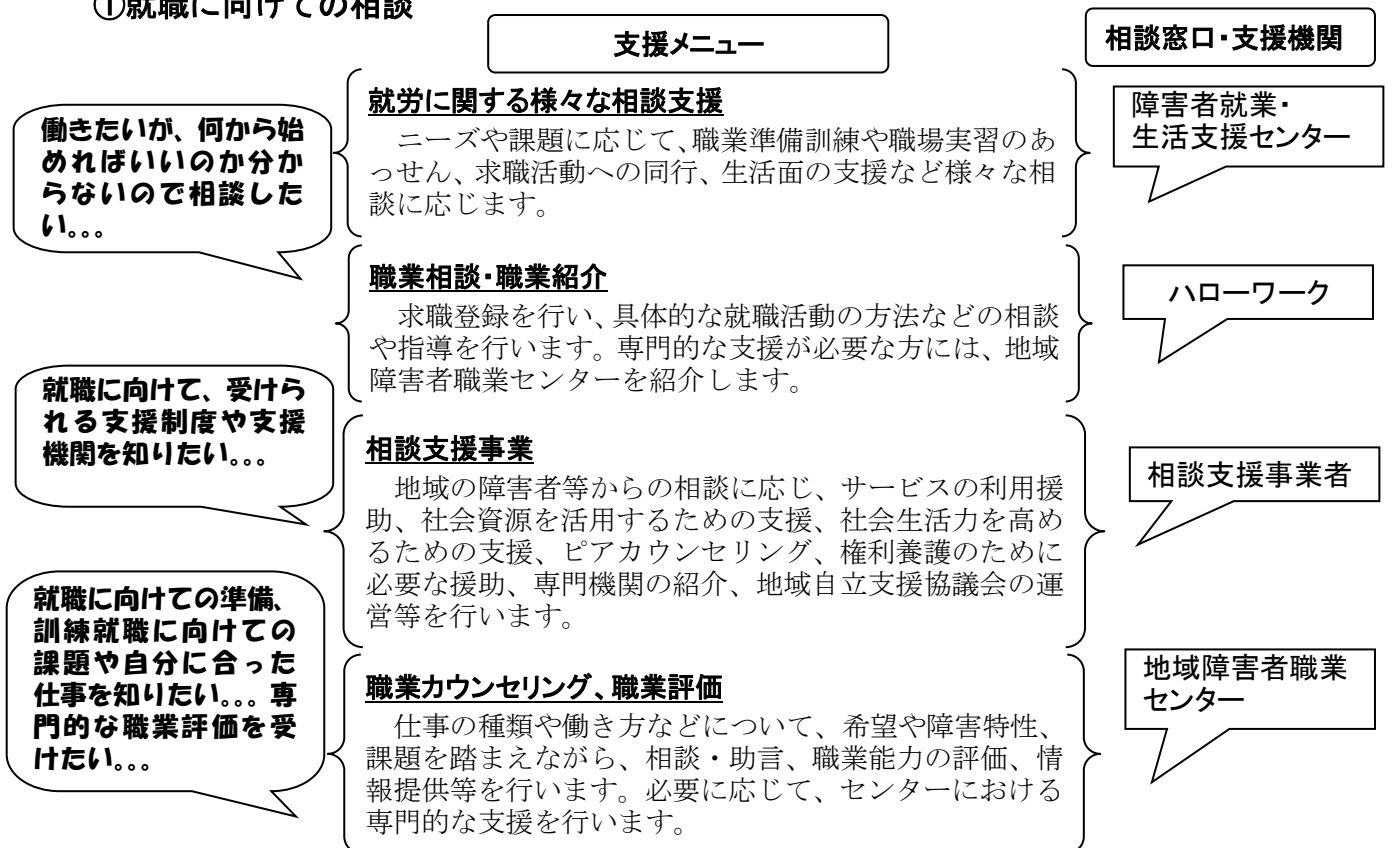
- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている

## 障害者の就労支援のためのメニュー一覧

障害者の雇用を促進することを目的として、厚生労働省、高齢・障害者雇用支援機構等では、様々な援助制度を設けています。

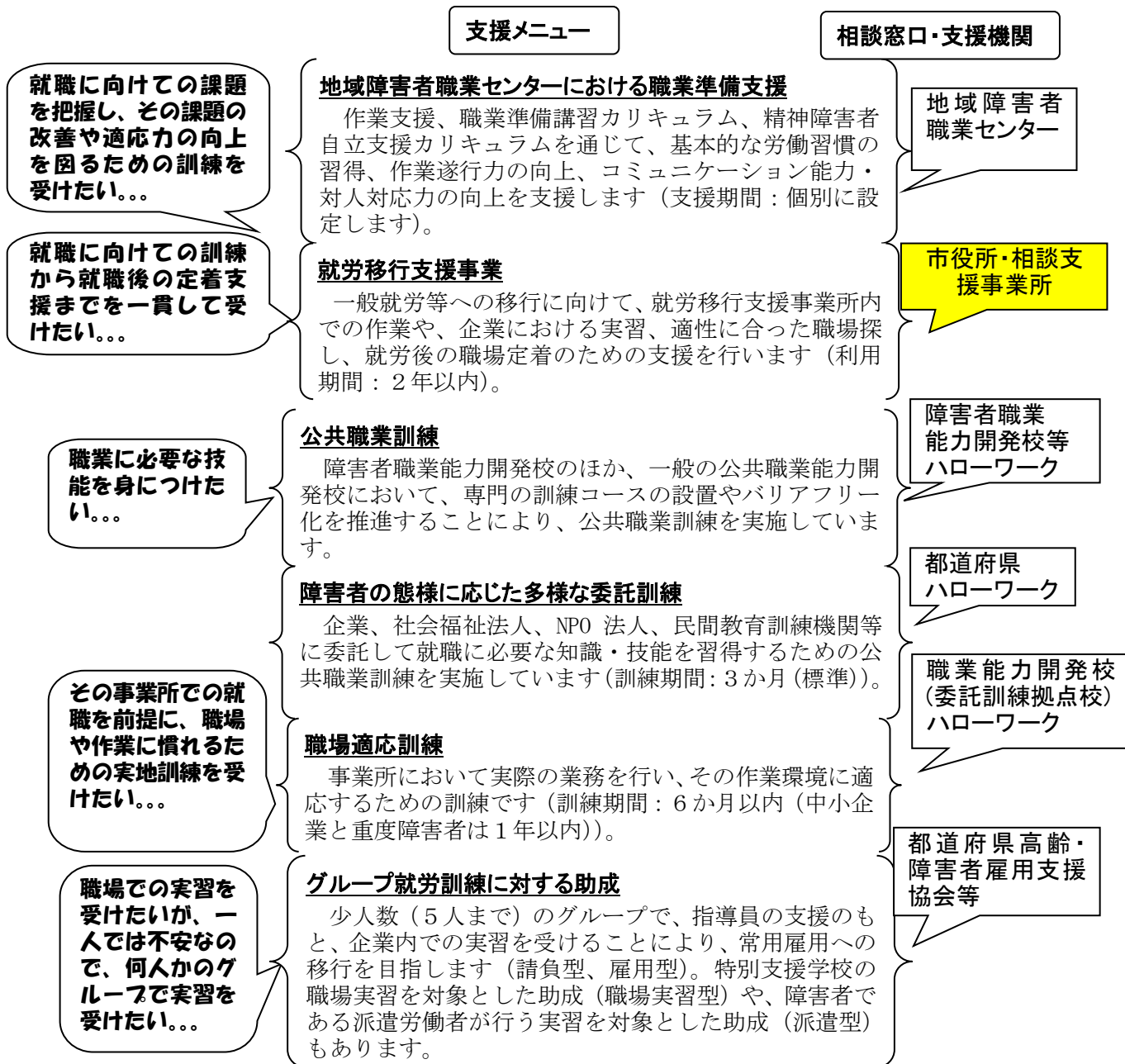
以下のメニュー一覧は、基本的には就労を希望する障害者の方が、ニーズや場面に沿って参照しやすい形にまとめたものですが、これらのメニューのうち◆印のものは、事業主の方も支援を受けることができるメニュー、又は、事業主の方対象のメニューです。

### ①就職に向けての相談

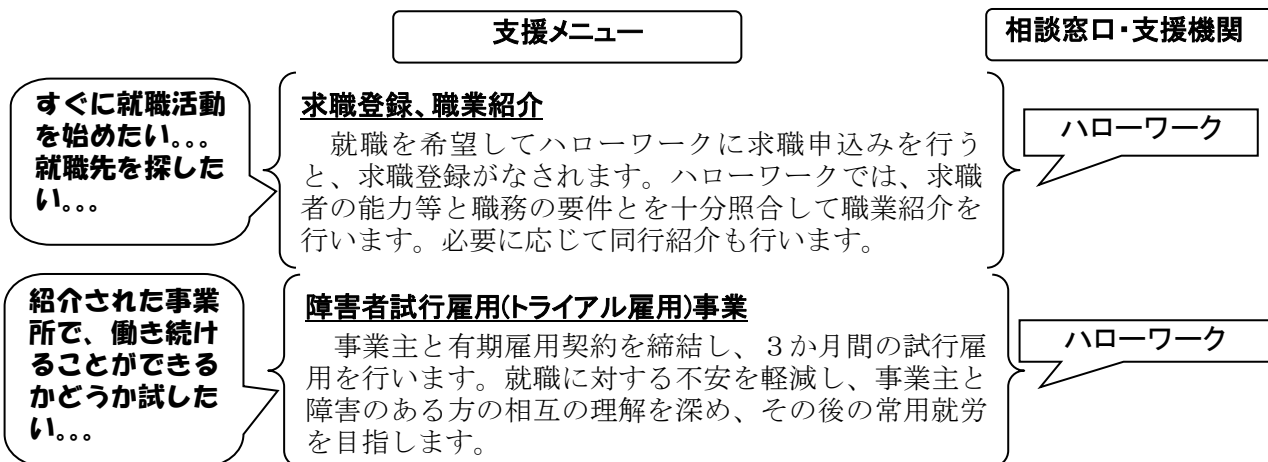


出典・・・厚生労働省ホームページ「障害者の就労支援のためのメニュー一覧」より

## ②就職に向けての準備、訓練



## ③就職活動、雇用前・定着支援



出典・・・厚生労働省ホームページ「障害者の就労支援のためのメニュー一覧」より

支援メニュー

相談窓口・支援機関

職場に適應できるか不安なので、専門的な支援を受けながら就労したい。。仕事や職場でのコミュニケーションがうまくいかないので、ジョブコーチの支援を受けたい。。

職場適應援助者(ジョブコーチ)支援事業 ◆

事業所にジョブコーチを派遣し、障害のある方や事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施します(ジョブコーチは、地域障害者職業センターのほかに、就労支援を行う社会福祉法人等にも配置されています)。

地域障害者職業センター  
社会福祉法人等

職場での様々な悩みについて相談したい。。職場での生活だけでなく、日常生活面での相談をしたい。。

就業面と生活面の一体的な支援 ◆

障害者就業・生活支援センターの窓口での相談や職場訪問等により、就業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行います。

障害者就業・生活支援センター

在職中に受障し障害者となった。この職場で働き続けたいのだが、どうすればよいか。。

継続雇用の支援 ◆

在職中に障害を受障した方が慣れた職場での雇用を継続できるよう、種々の支援策を活用し、また、地域の関係機関と連携して、障害者と事業主に対する支援を行います。

ハローワーク

うつ病等により休職しているが、もとの職場へ復帰するために、専門的な支援を受けたい。。

精神障害者の職場復帰支援(リワーク支援) ◆

主治医等との連携の下、職場復帰に向けたコーディネート、生活リズムの建て直し、リハビリ出勤による復職前のウォーミングアップ、職場の受入体制の整備等の支援を行います。

地域障害者職業センター

精神障害者なので、無理のない短時間の労働時間から初めて、職場で働き続けられるかどうか、じっくりと試したい。。

精神障害者ステップアップ雇用 ◆

求職精神障害者が事業主と有期雇用契約を締結し、短時間就労(週10時間以上)から始め、一定の期間(6か月以上12か月以内)をかけて就職に対する不安を軽減し、事業主と精神障害のある方の相互の理解を深めながら、就業時間を延長し、その後の常用就労を目指します。複数の精神障害者がグループで利用することもできます。

ハローワーク

④離職・転職時の支援、再チャレンジへの支援

支援メニュー

相談窓口・支援機関

今の職場での仕事になじめないので転職したい。。

職業相談、職業紹介、雇用保険の給付

転職を希望してハローワークに求職申込みを行うと、求職登録されます。希望に応じて、職業紹介を行います。また、失業した場合、失業認定の手続き等を行い、雇用保険による基本手当等が給付されます。

ハローワーク

仕事を辞めてしまいましたが、再就職したい。。

再就職を目指す場合、「①就職に向けての相談」「②就職に向けての準備、訓練」のメニューが利用できます。

企業で働いていたが解雇された。。就職したくて就労移行支援事業を利用したが、一般就労は難しかった。。体力面等の問題で働き続けることが難しくなった。。

就労継続支援事業(A型)

雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に向けて必要な知識・能力が高まった方に対して一般就労への移行に向けた支援を行います。

就労継続支援事業(B型)

就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対しては、移行に向けた支援を行います。

市役所・相談支援事業所

# 自立支援給付・障害児通所支援給付

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざすため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」と言います。）によるサービスを利用できます。

介護保険制度が利用できる高齢者等の方は、介護保険制度におけるサービスが優先となります。

## サービスの内容 **身** **知** **精** **難**

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があり、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」に分けられます。

障害福祉サービスは、介護等給付と訓練等給付があります。介護給付を受給するには、一定の障害支援区分が必要です。

項目		種類
介護給付	障害区分が一定以上の人に生活上、または、療養上の必要がある方の介護を行います。支援の度合いを示す障害支援区分が必要です。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、施設入所支援
訓練等給付	身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助 （通称グループホーム） （※共同生活援助で、ケアが必要な場合は区分が必要になります。）

## 障害支援区分とは

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分であり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つです。

障害支援区分は、区分1から区分6まであり、介護給付を利用する場合に必要なります。また、共同生活援助（グループホーム）で日常生活にケアが必要な方は障害支援区分の認定が必要です。

※訓練等給付は、基本的に18歳以上の障害者を対象としています。

## 障害児・者が利用できるサービス **身** **知** **精** **難**

### 訪問系サービス（介護給付）

サービス名	サービスの内容	障害支援区分
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。	区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。	区分4以上
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	
行動援護	知的障害または精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。	区分3以上
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	区分6
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	区分1以上

## 障害者が利用できるサービス **身** **知** **精** **難**

### 日中活動系サービス（介護給付）

サービス名	サービスの内容	障害支援区分
生活介護	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。 ※18歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。	50歳未満 区分3以上 (入所の場合は区分4以上) 50歳以上 区分2以上 (入所の場合は区分3以上)
療養介護	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。 ※18歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。	区分5～6



## 日中活動系サービス（訓練等給付）



サービス名	サービスの内容
自立訓練 (機能・生活)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 (A雇用型・B非雇用型)	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

### ※心身障害者施設等通所交通費助成について

サービス事業所等への通所に要する交通費を助成します。市内に住所を有し、旅客鉄道、定期路線バス及び乗合タクシーを利用している方（非課税である方）が対象です。助成額は助成対象者の居住地からサービス事業所等まで旅客鉄道等の利用に係る2分の1以内となります。

### <問い合わせ先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 居住系サービス



サービス名	サービスの内容	障害支援区分
共同生活援助	日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者または精神障害者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。	日常生活にケアが必要な場合は、区分が必要です。
施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。※18歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。  ※入所施設のサービスを利用する人は、「日中活動系サービス」と「居住系サービス」を組み合わせることができます。	50歳未満 区分4以上 50歳以上 区分3以上
自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。	

# 障害児のみが利用できるサービス



## 障害児通所支援

種類	内容
児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型 児童発達支援	未就学の障害児（上肢・下肢または体幹の機能に障害のある児童）に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団参加への適用訓練その他必要な支援を行います。
保育所等訪問 支援	保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。（保育所・幼稚園・小学校・支援学校等）
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する障害児に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。

## 障害児入所支援

種類	内容	事業所
障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。	鳥海学園（遊佐） 最上学園（新庄） やまなみ学園（長井） こども医療療育センター（上山）

### <利用手続き>

児童入所支援は、児童相談所に相談します。利用の可否等は、児童相談所が調査して判断します。

# 利用までの流れ（全体的な流れ）

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 相談

サービス利用を希望するには、鶴岡市福祉課障害福祉係、各地域庁舎市民福祉課、または、相談支援事業者に相談します。

※ 相談支援事業者とは、県の指定を受けた事業所のことで、障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

### ※ 申請書類

- 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- 世帯状況・収入等申告書
- その他添付書類（診断書・所得状況や課税状況がわかる資料など）

※ヘルパーなど介護支援が必要なサービスを利用する場合は、市が主治医の意見書を求めるので、障害の状態がわかる医師を申請書裏面に記載すること。

## 申請

サービスの利用が必要な人は、鶴岡市役所福祉課障害福祉係または各地域庁舎市民福祉課に支給の申請を行います。（申請の際には、利用者負担額の上限区分を認定するため、所得状況や場合によっては資産状況の申告が必要となります。）

## 調査

現行の生活や障害の状況についての訪問調査（80項目のアセスメント）が行なわれます。（児童の場合5領域11項目）

## 審査・判定

※介護等給付を受けられる場合のみ

調査内容・主治医意見書に基づき、審査会において障害支援区分が決められます。

## 認定・通知

障害支援区分や介護する人の状況、申請の要望等をもとに、サービスの支給量等が決まり通知され、鶴岡市から障害福祉サービス受給者証（18歳以上）、通所受給者証（18歳未満）が交付されます。

## 事業者との利用契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

## サービスの利用

## 利用者負担

利用者の方は、原則として利用したサービスにかかる費用の1割を負担していただくことになります。残りの9割は、市と県、国が負担するしくみです。

ただし、世帯の所得状況や資産状況に応じて負担が重くならないように、月額負担上限額が次のとおり設けられています。

## 負担上限月額

所得区分	世帯	介護給付費 訓練等給付費 障害児施設給付費 負担上限月額	療養介護医療費 障害児施設医療費 負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯の内 本人の年収80万円以下	0円	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯 (低所得1に該当する者を除く)	0円	24,600円
一般1	市町村民税課税世帯で 所得割が16万円未満の者 障害児(注)28万円未満の者 (①20歳以上施設等入所者②G H・宿泊型自立訓練居住者を除 く。)	【施設, GH入居者以外】 障害者9,300円 障害児4,600円 【20歳未満の施設等 入所者】 9,300円	40,200円
一般2	市町村民税課税世帯 (一般1に該当する者を除く。)	37,200円	40,200円

(注)「障害児」は、20歳未満の施設等入所者を含み、加齢児を除くものとする

## 世帯範囲の設定

上記のとおり負担上限月額が設定されていますが、利用者の所得区分を判断するためには、利用者の「世帯」の範囲を決める必要があります。次のとおり個人単位を基本として設定されています。

### 種別世帯の範囲

18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者 (別世帯の場合も含む)
障害児(18歳未満の障害者) (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

### 【高額障害福祉サービス費の償還】

障害福祉サービス・障害児通所〔または入所〕支援・補装具などのサービスを併用した為に一月の自己負担額(法定の利用者負担額)の合計が基準額を超えた時に、超過分の金額が高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児(通所・入所)給付費として助成されます。(償還払い方式によります。)

### <問合せ先>

市役所福祉課障害福祉係 各地域庁舎の市民福祉課(表紙うら参照)

## 障害のある方の総合相談

# 障害者相談支援事業



### <目的>

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

### <内容>

- ・福祉サービスを利用するための情報提供、相談
- ・社会資源を活用するための支援・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング・専門機関の紹介 等

<利用できる方> どなたでも相談が可能

### <実施機関>

障害児：18歳未満 障害者：18歳以上

事業者名	住所	電話番号	児	者
鶴岡市障害者相談支援センター	泉町 5-30	25-2794		○
相談支援センターあおば	宝町 18-50	29-1502	○	

## サービスを利用したい時の相談

# サービス等利用計画の作成 (障害児相談支援を含む)



### <目的>

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

### <内容>

サービス利用支援…サービス等利用計画の作成

サービス利用継続支援…サービス等利用計画の評価等（モニタリング）

<利用できる方> 自立支援給付を利用したい方、どなたでも相談が可能

### <実施機関>

次ページ参照

## 地域生活への移行に向けた支援（地域移行・地域定着）

### <目的>

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。地域定着支援は、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

### <内容>

#### ○地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等

#### ○地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援

### <利用できる方>

#### ○地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方

#### ○地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した方

家族との同居から一人暮らしに移行した方

居宅、単身等で生活する障害者で、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方

### <実施機関>

障害児：18歳未満 障害者：18歳以上

事業者名	住所	電話番号	サービス		移行 ・ 定着
			児	者	
鶴岡市障害者相談支援センター	泉町 5-30	25-2794	○	○	○
相談支援センターあおば	宝町 18-50	29-1502	○		
	藤沢字軽井沢 68	35-3740		○	○
ぱすてる	みどり町 22 番 43-2 号	25-0080		○	○
翔(はばたき)	美咲町 26-1	29-7088		○	○
つるおか	栃屋字天保恵 10-1	35-1212		○	
一柳(ひとやなぎ)	中野京田字壱柳 4-1	35-0701	○	○	
アスピーア	宝田三丁目 19-20	35-0770		○	○
く〜たも相談室	末広町 5-22-201 B-3	28-1877	○	○	

### <問合せ先>

市役所福祉課障害福祉係 各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

# 地域生活支援事業

障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施します。

## 移動支援事業 **身** **知** **精** **難**

### <目的>

屋外での移動が困難な身体障害者等が、円滑に外出することができるよう、移動のための支援を行います。サービスを提供する事業所は市に登録した事業所となります。

### <利用できる方>

- 身体障害者手帳所持者で視覚障害者または下肢機能障害者の1・2級の方及び同程度の障害が認められる方
- 療育手帳を所持されている方
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- 障害福祉サービス等の対象となる難病患者等

のうち、次の3つの要件に該当する者となります。

- (1) 屋外での移動に常時支援を必要とする者。(ただし、行動援護の支給決定をされた場合を除く。)
- (2) 「社会生活上必要不可欠な外出」および「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる者。
- (3) 家族等による支援を得ることができない者  
障害児の場合、保護者の同伴が必要な際は、移動支援事業での介助及び見守りで保護者の代理をすることを認めていません。

### 《障害児の場合で移動支援の利用が認められる例》

- ① 保護者が障害のある児童1名と障害のない児童1名を連れて外出する際に、障害のある児童の介護を十分できないことから、介護補助してもらう場合
- ② 障害のある児童が、体格が良いうえに多動性や他害行為があり、保護者一人で付き添うことが難しい場合

### <対象となる外出>

次の外出の際に、訪問介護員が移動の介助をします。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出  
例) 官公庁・金融機関への外出、公的行事の参加、本人同伴による生活必需品等(食材等を除く)の買い物、冠婚葬祭
- (2) 余暇活動等の社会参加のための外出  
例) 外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞など

※ 自立支援給付の介護給付【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援】で対応ができる場合には、その利用が優先されます。たとえば、食料品の買い物については、障害福祉サービスの居宅介護で対応可能なので、居宅介護を利用することとなります。

### <利用できない外出>

次のような場合は、移動支援は利用できません。

- ① 見守りのみの場合
- ② 経済的な活動（通勤のための利用、商品販売や営業活動等）
- ③ 宗教活動・政治的活動である勧誘・宣伝等、特定の利益を目的とする団体活動のための外出
- ④ ギャンブルを主とする外出
- ⑤ 通年かつ長期にわたる外出  
例：通勤、通院、定期的な送迎（施設、日中活動系サービス、学校・園等）
- ⑥ 入院中や医療機関での診療中など保健医療サービスを利用している間
- ⑦ 日中活動系サービスや訪問入浴等、他の福祉サービスを利用している間
- ⑧ 1日で用務を終えない外出
- ⑨ タクシー代わりの利用

### <利用者負担>

サービス利用料金の1割（生活保護受給者は利用料金が免除となります。）

※ このほか、交通機関の利用料等は全額実費負担となります。

### <申請について>

障害者手帳をお持ちの上、地域生活支援事業利用申請書（様式第1号）（申請窓口にあります）を下記の申請先へご提出ください。

<申請先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

## 日中一時支援事業（日帰り短期入所・タイムケア）**身****知****精****難**

### <目的>

日中一時的に入所させ、入浴、排泄、食事等のお世話をする日帰り短期入所型と障害児を日中の一定時間通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練をさせるタイムケア型と2種類あり、障害のある人に対して、日中における活動の場、一時的受け入れの場を提供します。

### <利用できる方>

日帰り短期入所：自立支援給付の介護給付「短期入所」の支給決定を受けている方  
タイムケア：身体障害者手帳の交付を受けている方、障害福祉サービス等の対象となる難病患者等（いずれも18歳未満）

### <利用者負担>

サービス利用料金の1割（生活保護受給者は利用料金が免除となります。）

※ このほか、交通機関の利用料等は全額実費負担となります。

### <申請について>

障害者手帳をお持ちの上、地域生活支援事業利用申請書（様式第1号）（申請窓口にあります）を、下記の申請先へご提出ください。

### <申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）



# 生活サポート事業

## <目的>

介護給付支給決定にならない人で、日常生活に関する支援を行わなければ本人の生活に支障をきたすおそれのある人に、ホームヘルパー等を派遣し生活支援を行います。

## <利用できる方>

- ① 障害支援区分認定を申請し、非該当の認定を受けた障害者のうち、この事業による支援が必要な方
- ② 知的障害者及び精神障害者で障害福祉サービスの申請に至らないもののうち、この事業による支援が必要な方

## <申請書類>

地域生活支援事業利用申請書（様式第1号）（申請窓口にあります）を、下記の申請先へご提出ください。

## <申請先>

市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課（表紙うら参照）

# 成年後見制度

知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産の管理ができず、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

## <成年後見制度を利用してできること>

- 財産管理業務  
所有する株式の売却手続きや不動産の売却・賃貸借契約等、国民年金や厚生年金の受給申請、遺族年金の請求、入院保険金や死亡保険金の請求など。
- 契約行為  
入院手続きや医療費の支払い、介護サービス契約、介護サービスの支払い、また、要介護度の認定請求や、施設への入所契約、入居施設への管理費の支払いなど。
- 身の回りの諸手続き  
身体障害者手帳の交付請求手続き、施設へ入居する際などの転出転入手続きなど。

## <成年後見制度ではできないこと>

- 身元保証人になること。(代わりに、家族や親族などが行うことができます。)
- 手術等医療行為に同意すること。(家族などが行わなければなりません。)
- 本人の資産を運用して財産を増やすこと等。

<家庭裁判所に申立できる人> 本人、配偶者、四親等内の親族

## <手続き問合せ先>

必要書類など詳細については、家庭裁判所でご確認ください。

名称	住所	電話番号
山形家庭裁判所鶴岡支部	鶴岡市馬場町5-23	0235-23-6677
鶴岡公証役場	鶴岡市新海町17-68 鶴岡市法務総合ビル2階	0235-22-9996

## <市長申立てについて>

申立する人がいない場合などで、申し立てをしなければ生活ができないなど、特に必要があるときは、市長が申し立てすることができます。申立の範囲など詳細についてはお問合せください。

(例 申立てをする4親等内親族がすべて亡くなってしまい、身寄りがいない場合など)

## 成年後見制度利用支援事業 **知** **精**

市長が申立てを行う場合など、申立て費用及び成年後見人等への報酬等の必要な経費について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人を支援します。

詳しくはお問合せください。

<問合せ先> 市役所福祉課障害福祉係、各地域庁舎の市民福祉課 (表紙うら参照)

# 障害者やご家族等の団体

同じ障害のある人や家族が集い、障害福祉に関する制度・サービスの学習・情報交換や日常生活での悩みを相談し合い、親睦・相互理解を深め仲間作りをする団体です。それぞれの団体が独自の活動を行っています。

## <身体障害関係> **身**

団体の名称	代表者・問い合わせ
鶴岡市身体障害者福祉協会	会長 佐藤 満子 電話：24-0412 藤島、羽黒、櫛引、温海の各地域に協会があります。各庁舎にお問い合わせください
山形県聴覚障害者協会 庄内支部	鶴岡地区代表 三ツ澤幸 FAX 0234-23-4560
山形県中途失聴・難聴者協会	鶴岡地区代表 庄司典子 FAX 57-2252
全国パーキンソン病友の会山形県支部	庄内地区連絡員 鈴木富子 電話/FAX33-0252
全国脊髄損傷者連合会 山形県支部	顧問 小林光雄 080-1801-7670
荘内病院 腎友会	代表：佐澤和子 電話 76-4306
鶴岡田川視覚障害者福祉協会	かたぐるま内 電話 28-3136 代表 森井 雪
ボランティア時計の会	かたぐるま内 電話 28-3136 代表 森井 雪
鶴岡田川鍼灸マッサージ師会	かたぐるま内 電話 28-3136 会長 渡邊瑞恵
山形県盲ろう者友の会	庄内地区 代表 山木 0234-23-4188
庄内オストメイト家族会	代表 阿部 連絡先 62-4480

## <主に知的障害関係> **知**

団体の名称	代表者・問い合わせ
手をつなぐ親の会・育成会	かたぐるま内 電話 28-3136 代表 橋本廣美 羽黒、温海の各地域に会があります。 各庁舎にお問い合わせください

## <主に精神障害関係> **精**

団体の名称	代表者・問い合わせ
おやこ草の会	かたぐるま内 電話 28-3136 代表 佐藤 峰子
特定非営利活動法人 comfy	電話 64-8149 代表 武田 晋輔
鶴岡田川断酒新生会	かたぐるま内 電話 28-3136 代表 佐藤 正人

## <主に知的・発達障害関係> **精**

団体の名称	代表者・問い合わせ
庄内自閉症親の会	かたぐるま内 電話 28-3136 会長 五十嵐賢治
アインシュタインの会	かたぐるま内 電話 28-3136 代表 中川朱実
かたつむりの会	温海庁舎市民福祉課 電話：43-4613
とまり木つくる会	代表 菅原晴美 HP:tomarigisalon.wixsite.com/tomarigisalon

＜主に難病関係＞



団体の名称	代表者・問い合わせ
難病・障害コミュニティ にじいろ	電話 050-3553-4088 代表 梅津真由美
RDDin 鶴岡実行委員会	電話 0234-23-0702 代表 藤井紀子 問い合わせ 事務局 NPO やまいろ 伊藤卓朗

＜サークル・ボランティア・余暇活動＞

団体の名称	代表者・問い合わせ
鶴岡点字サークル	かたぐるま内 電話 28-3136 代表 百瀬恵美子
おもちゃの図書館 ぽっぽの会	かたぐるま内 電話 28-3136 代表 山崎せい子
かたぐるま手話サークル	かたぐるま内 電話 28-3136 代表 渡部佐一
サークルゆりかご	かたぐるま内 電話 28-3136 代表 齋藤範子
パソコン要約筆記「はなまる」	<a href="mailto:pc.hanamaru@gmail.com">pc.hanamaru@gmail.com</a> 事務局 大作あゆみ

＜その他の団体＞

団体の名称	代表者・問い合わせ
つるおか福祉塾	かたぐるま内 電話 28-3136 代表 櫻井好和
山形県手話通訳問題研究会庄内班	かたぐるま内 電話 28-3136 代表 小林美和子
鶴岡地区障がい者通所施設協議会	事務局：(福) 創奏の里 電話 26-1727
ハッピースマイル	かたぐるま内 電話 28-3136 代表 長谷川薫
花笠ほーぷ隊	県手をつなぐ育成会 電話 023-623-6572 代表 古澤薫
NPO スペシャルオリンピックス 日本山形 鶴岡支部	電話 25-7620 代表 佐藤正規

# 身体障害者相談員・知的障害者相談員

## 身体障害者相談員

身体障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う協力者です。具体的には、身体障害者の生活上のさまざまな相談に応じ、必要な制度を活用できるように援助するなど、福祉事務所等とのパイプ役になったり、障害者のための社会参加に関する地域活動や行事を公的機関、関係団体と協力したりします。

氏名	住 所	電 話	氏名	住 所	電 話
佐藤 満子	道形町	24-0412	五十嵐 武	藤島	090-2847-2471
佐藤 武	東新斎町	22-8624	叶野 三好	東堀越	64-3150
池田 均	大西町	22-2492	叶野 定博	羽黒町手向	62-2589 (FAX)
佐藤 義昭	千石町	24-6019	勝木 克己	羽黒町手向	62-3139
長谷川 昇	海老島町	24-0329	渡部 秀一	羽黒町増川 新田	62-2385
森井 雪	日出一丁目	24-6221	小林 光雄	板井川	080-1801-7670
原田 久民	宝町	22-7527	齋藤 紀子	湯温海	43-3072
佐藤 誠一	みずほ	35-3870	野尻 俊子	湯温海	43-3546

## 知的障害者相談員

知的障害者、またはその保護者の相談に応じ、指導、助言、および知的障害者の更生のための必要な援助を行う協力者です。具体的には、家庭における療育や生活などに関する相談に応じたり、福祉事務所等とのパイプ役になったり、障害者のための社会参加に関する地域活動や行事を公的機関、関係団体と協力したりします。

氏 名	住 所	電 話	氏 名	住 所	電 話
佐藤 喜美子	道形町	23-7900	長谷川 薫	西新斎町	090-4552-1745
富樫 正志	羽黒町野荒 町	62-3452	秋山 一子	黒川	57-2721
菅原 市雄	大針	53-3376			



## 障害福祉のしおり

発行／鶴岡市役所 健康福祉部 福祉課 障害福祉係

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

TEL 0235-35-1273 (直通)

FAX 0235-25-9500

令和6年9月 現在